

2019年(第27回)自治体キャラバン



医療福祉施策等アンケート 結果

実 施 :	2019年7月1日～7月31日
対 象 :	長崎県下自治体(21市町)
回答数 :	21市町

2019年9月
長崎県社会保障推進協議会

《目 次》

1. 国民健康保険について	
* 保険料、税の区分	1
* 保険料(税)の計算	1
* 2018年度と2019年度の一人当たり保険料(税)	4
* モデルケースでの国保料(税)額	5
* 保険料(税)の計算で該当するもの	5
* 保険料(税)徴収の民間委託	6
* 保険料(税)の収納率、収納対策	6
* 保険料(税)の申請減免制度	6
* 一部負担の44条減免制度	7
* 一般財源からの法定外繰り入れ	7
* 2018年度末の積立金	8
* 2018年度への繰越額	8
* 国保会計の累積赤字	9
* 国が課したペナルティー額	9
* 後期高齢者医療への拠出金額	9
* 国保加入世帯数	10
* 国保料(税)滞納世帯数	10
* 短期保険証の交付、交付基準	10
* 短期保険証への特別なマーク	12
* 短期保険証の被保険者への通常交付方法	12
* 留め置きした短期保険証の取り扱い	13
* 短期保険証交付世帯に高校生世代以下がいる場合の取り扱い	14
* 資格証明書の交付、交付要件	15
* 資格証明書交付世帯の交付期間	16
* 資格証明書交付世帯の高校生世代以下の有無	16
* 資格証明書交付世帯からの申出による短期保険証の交付	17
* 国保未加入者の状況把握で努めていること	17
* 滞納保険料(税)徴収の地方税回収機構への委託(引継)	18
* 国保料(税)滞納者への差し押さえ件数・金額、差し押さえ時の確認	19
* 滞納処分での措置	20
* 都道府県化になって評価できる点や課題・懸念される点	21
* 都道府県化実施にあたって住民から寄せられた質問や意見の特徴	22
2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて	
* 介護保険料の独自の減免制度	23
* 介護保険利用料の独自の減免制度	24
* 第1号被保険者の段階毎の保険料、被保険者数、滞納者数	25
* 保険料の長期滞納者数	28
* 保険料滞納者への差し押さえ件数・金額	28
* 保険料滞納者へのペナルティー適用者数	28
* 介護保険の積立金	29
* 介護保険への一般財源からの法定外繰り入れ	29
* 2019年4月の要介護認定申請	29
* 市町村長が認めた税法上の「障害者」	30
* 高額介護サービス費の取扱い	30
* 福祉用具・住宅改修の受領委任払い制度の実施	30
* 要支援者向け「新総合事業」の利用者数、事業所数	31
* 要介護1、2の「特例入所」の実績	32
* 「2割負担」の人数と割合	32
* 高齢者福祉サービスの実施	33

*ボランティアや企業、団体等と連携した高齢者援助・見守り	34
*地域包括ケアシステム構築のための取り組み、計画、課題	35
3. 子育て支援等について	
*子ども医療費助成制度の実施内容、制度拡充の予定	38
*一人親世帯医療費助成制度の県補助を上回る内容の実施	40
*未成年対象の任意接種ワクチンへの助成の実施	41
*保育所入所待機児童数、「認可定員」超過施設数、「認可こども園」数	42
*企業内保育所数、幼児保育・保育料無償化に合わせた施策	43
*「病児・病後児保育」事業の実施	44
*就学援助の「準要保護世帯」の認定基準と補助品目	45
*就学援助の受給者数・受給割合・支給額	47
*「新入学児童生徒学用品等」の支給時期	47
*就学援助制度の保護者等への周知	48
*生活保護基準引き下げに連動した就学援助対象者の縮小	49
*「子ども食堂」の存在把握、支援	50
*「長崎県子どもの生活に関する実態調査」結果の受け止め	51
*「長崎県子どもの生活に関する実態調査」結果の施策への反映	52
4. 障がい者支援施策について	
*障害者医療費助成制度の県補助を上回る内容の実施	53
*2019年度から新たに拡充した障害者支援施策	54
*在住する障がい者のニーズに応えるだけの福祉サービスの整備	55
*障害者差別解消支援地域協議会の設置	56
5. 健診事業、成人向け予防接種	
*第3期特定健診の2018年度実施状況	57
*第3期特定保健指導の2018年度実施状況	58
*都道府県下で特定健診・保健指導の健診項目や内容の変更有無	58
*2018年度がん検診の目標数と受診者数(胃・肺・大腸・前立腺・子宮・乳)	59
*成人向け予防接種で助成しているもの	62
6. 年金制度について	
*受給資格期間10年以上で新たに年金受給している人数	63
*低年金・無年金など、住民から寄せられている相談の特徴	64
*段階的年金引下げによる地域経済や高齢者生活への影響	65
*国が年金支給開始年齢引上げなど検討していることについて	66
7. 生活保護について	
*生活保護受給者数、対前年同月比	67
*生活保護の相談・申請・保護開始件数	67
*生活保護担当職員の人数、担当世帯数、配置標準数	67
*生活保護相談の特徴や手続き等で留意していること	68
*生活困窮者自立支援制度による事業の実施	69
*生活保護医療要否意見書の郵送料	69
8. 医療・介護・福祉全般について	
*地域医療、保健に関しての重点課題	70
*介護・福祉に関しての重点課題	71
*医療・介護・福祉分野の施策でユニーク・特徴的な制度	72
*医療・介護・福祉施策等に関しての長崎県、国への要望	73
《資料》	
2019年自治体キャラバン 医療福祉施策等アンケート用紙	74

1. 国民健康保険について①、②－1 【保険料(税)について】

市町名	貴自治体での区分		2019年度の保険料(税)の計算について					
	保険料	保険税	医療保険分					
			所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	世帯当たり調定額(円)	1人当たり調定額(円)
長崎市		○	8.1	0.0	24,800	18,400	90,529	59,656
佐世保市		○	8.90	—	25,200	24,800	97,834	62,723
島原市		○	9.6	0	25,900	23,200	115,452	65,652
諫早市	○		10.59	—	32,980	23,960	126,019	78,685
大村市		○	8.6	—	23,000	22,000	100,263	63,263
平戸市		○	9.35	—	27,000	20,400	109,423	65,965
松浦市		○	8.2	—	22,100	19,400	96,954	59,775
対馬市		○	8.1	3.5	25,000	25,000	111,299	65,415
壱岐市		○	8.20	—	22,500	22,300	99,103	57,917
五島市		○	8.08	0	20,500	15,700	80,348	51,786
西海市		○	8.4	0	24,000	22,000	104,800	64,400
雲仙市		○	8.6	0	26,500	27,000	124,923	66,239
南島原市		○	9.5	0	27,800	24,600	125,156	65,506
長与町		○	8.1	0	25,600	22,800	113,348	68,925
時津町		○	8.9	—	27,600	25,500	105,393	66,670
東彼杵町		○	8.18	0	27,100	21,800	106,000	61,300
川棚町		○	9.90	0	28,500	26,000	108,367	67,750
波佐見町	○		9.2	0	26,600	30,000	120,063	70,193
小値賀町		○	8.2	0	26,000	32,000	114,673	72,066
佐々町		○	6.50	0	23,000	23,000	93,335	56,695
新上五島町		○	6.80	20.00	21,000	22,000	80,494	52,564
合計	2	19	8.6 (平均)	11.8 (平均)	25,366 (平均)	23,422 (平均)	105,894 (平均)	63,959 (平均)

※雲仙市:資産割は廃止

1. 国民健康保険について②-2 【保険料(税)について】

市町名	2019年度の保険料(税)の計算について					
	後期高齢者医療支援金分					
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	世帯当たり 調定額(円)	1人当たり 調定額(円)
長崎市	3.0	0.0	9,500	6,900	33,452	22,044
佐世保市	2.90	—	8,400	8,200	31,356	20,103
島原市	2.4	0	6,500	5,600	29,735	16,902
諫早市	3.15	—	9,970	7,250	37,900	23,664
大村市	3.0	—	9,800	10,000	37,869	23,894
平戸市	2.80	—	7,800	6,100	32,512	19,600
松浦市	2.5	—	7,000	6,200	30,035	185,517
対馬市	2.5	—	8,200	7,000	34,137	20,063
壱岐市	2.96	—	8,200	8,000	35,426	20,703
五島市	3.54	0	8,000	6,600	32,912	21,213
西海市	2.4	0	8,000	7,000	31,700	19,500
雲仙市	2.6	0	7,500	7,400	36,777	19,500
南島原市	3	0	8,800	8,000	39,582	20,717
長与町	2.8	0	8,800	7,600	38,622	23,485
時津町	1.9	—	5,900	5,500	23,147	14,642
東彼杵町	2.64	0	8,400	7,500	34,000	19,600
川棚町	2.75	0	8,400	8,600	31,703	19,820
波佐見町	2.9	0	9,000	8,000	37,569	21,964
小値賀町	2.7	0	9,000	10,000	38,066	23,923
佐々町	2.00	0	5,000	6,000	25,618	15,561
新上五島町	1.90	10.00	6,000	7,000	24,185	15,793
合 計	2.7 (平均)	10.0 (平均)	8,008 (平均)	7,355 (平均)	33,157 (平均)	28,010 (平均)

※雲仙市:資産割は廃止

1. 国民健康保険について②ー3 【保険料(税)について】

市町名	2019年度の保険料(税)の計算について					
	介護保険分					
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	世帯当たり 調定額(円)	1人当たり 調定額(円)
長崎市	2.3	0.0	8,700	4,900	23,119	19,836
佐世保市	2.50	—	8,200	7,000	25,476	21,789
島原市	2.2	0	8,900	4,900	28,087	21,899
諫早市	2.73	—	11,250	5,250	31,849	26,374
大村市	2.2	—	8,500	6,000	25,072	21,164
平戸市	2.50	—	10,000	5,600	31,090	25,578
松浦市	1.9	—	8,800	4,800	25,968	21,738
対馬市	2.4	—	8,500	7,000	31,238	24,933
壱岐市	2.36	—	9,700	4,800	28,285	22,933
五島市	2.11	0	8,200	4,800	22,300	18,202
西海市	2.3	0	10,000	6,000	31,700	25,700
雲仙市	2.3	0	9,000	6,000	31,836	24,256
南島原市	2.6	0	9,900	8,600	34,212	25,648
長与町	2.6	0	9,500	5,800	28,713	23,946
時津町	2.3	—	8,900	5,900	26,036	21,842
東彼杵町	2.02	0	9,700	5,300	26,100	20,900
川棚町	2.45	0	10,000	5,400	27,157	22,840
波佐見町	2.4	0	9,600	6,200	32,083	25,100
小値賀町	2.2	0	9,000	8,000	30,716	24,780
佐々町	2.25	0	10,500	5,500	29,576	24,926
新上五島町	1.80	4.30	7,000	5,000	20,774	17,170
合計	2.3 (平均)	4.3 (平均)	9,231 (平均)	5,845 (平均)	28,161 (平均)	22,931 (平均)

※雲仙市:資産割は廃止

1. 国民健康保険について③ 【保険料(税)について】

市町名	一人当たりの保険料(税)		前年と比べて一人当たり保険料(税)の差			変わらない又は低くなつた又は高くなつた理由
	2018年	2019年	変わらない	低くなつた	高くなつた	
長崎市	88,255	87,988		○		保険税の軽減対象者の割合が増えたため。
佐世保市	86,405	89,277			○	国保事業費納付金の増
島原市	91,205	90,191		○		所得の減少による所得割減少のため
諫早市	100,742	110,553			○	保険料率の引上げ
大村市	91,820	93,736			○	前年度と比べ課税限度額の4万円引き上げや、国保加入者の世帯合計所得金額が増加したことなど
平戸市	89,538	93,502			○	保険税率の改定を行つたため。
松浦市	148,630	137,737		○		一世帯当りの所得減少、低所得者軽減世帯の増加。
対馬市	111,728	110,411		○		所得の減少
壱岐市	100,801	101,553			○	世帯当たり人数の減少による増、被保険者数の減少及び一人当たり医療費の増加による
五島市	87,445	91,202			○	医療分限度額の増大
西海市	92,500	91,800		○		加入世帯の所得の低下
雲仙市	103,083	94,614		○		事業所得の減と、資産割の廃止によるもの
南島原市	92,443	95,633			○	税率改正の為
長与町	100,239	99,688		○		所得変動等による
時津町	98,000	103,154			○	税率改定等により
東彼杵町	88,500	88,200		○		所得の変動、3方式への移行
川棚町	93,112	94,237			○	詳細に分析していないため不明です。
波佐見町	116,772	117,257			○	制度改正に伴う限度額の増加によるものと思われる。
小値賀町	114,125	104,895		○		2018年度と比較して課税標準額が低下したため
佐々町	79,407	79,770			○	被保険者数は減少したが所得割を有する被保険者数は増加したため。ただし、一人あたりの所得額は減少しておる。
新上五島町	74,585	74,734	○			被保険者数の減により、調定額も減になるため。
合 計	97,587 (平均)	97,625 (平均)	1	9	11	

※諫早市：一人当たりの保険料は、医療保険分、後期高齢者医療支援金分、介護保険分を全被保険者で除したもの。
※川棚町：一人当たりの保険税は、当初課税時点

1. 国民健康保険について④、⑤【保険料(税)について】

市町名	モデルケースでの 2019年度国保保険料(税)年額 (現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人 世帯、年間所得300万円・固定資産税5万円)				保険料(税)の計算にあたって該当するもの						
	医療分 (円)	介護保険 分(円)	後期高齢 者支援分 (円)	合計(円)	未納見 込み分 上乗せ	前年度 赤字分 上乗せ	最高限 度額超 過分上 乗せ	独自減 免分上 乗せ	収納率 での国 庫補助 カット分 上乗せ	現物給 付での 国庫補 助カット 分上乗 せ	左記の いすれ も行つ ていな い
長崎市	329,800	82,500	123,500	535,800							○
佐世保市	363,200	90,100	119,200	572,500	○		○				
島原市	383,100	81,400	95,600	560,100							○
諫早市	438,630	100,640	131,230	670,500							○
大村市	343,600	81,700	129,300	554,600							○
平戸市	378,000	92,300	112,000	582,300							○
松浦市	326,700	73,100	100,900	500,700							○
対馬市	343,000	88,000	106,500	537,500	○		○				
壱岐市	331,200	87,200	119,800	538,200							○
五島市	313,400	77,500	133,100	524,000							○
西海市	344,800	88,100	103,800	536,700							○
雲仙市	334,200	77,800	98,200	510,200							○
南島原市	389,400	97,800	123,300	610,500							○
長与町	341,400	94,200	117,500	553,100	○		○				
時津町	373,500	85,100	79,800	538,400							○
東彼杵町	348,600	78,600	111,500	538,700							○
川棚町	404,300	90,800	115,600	610,700							○
波佐見町	382,000	89,400	121,400	592,800	○						
小值賀町	352,900	84,700	118,000	555,600	○						
佐々町	288,500	86,500	79,400	454,400							○
新上五島町	297,560	69,210	74,730	441,500							○
合 計	352,752 (平均)	85,555 (平均)	110,208 (平均)	548,514 (平均)	5	0	3	0	0	0	16

※諫早市:モデルケースは、有所得者は世帯の中で一人として計算

1. 国民健康保険について⑥、⑦、⑧ 【保険料(税)について】

市町名	徴収の民間委託		保険料(税)の収納率			保険料(税)の独自の申請減免制度							
			2018年度の収納率(%)	2019年度 新たな収納対策			なし	ある	2018年度実績		2018年度申請減免額の財源		
	していない	している		していない	している	内容			申請件数	適用件数	一般会計で負担	徴収不能金処理	その他
長崎市	○		91.85	○			○		280	275	○		
佐世保市	○		92.55	○			○		210	173		○ 税收	
島原市	○		95.05	○			○		1	1		○ 国保会計で調定減額処理	
諫早市	○		95.16	○			○		156	156		○	
大村市	○		95.15	○			○		3	3		○ 保険税の減額処理のみ	
平戸市	○		95.84	○			○		12	12		○ 保険税減額の処理のみ	
松浦市	○		98.15	○			○		3	3		○ 国保会計内で負担(基金繰入)	
対馬市	○		93.79	○			○		3	3		○ 財源を充てていない	
壱岐市	○		94.76		○	滞納者のFP相談事業を開始	○		7	6		○ 減免した分は国保税で調整	
五島市	○		96.07	○			○		18	13		○ 複数の財源による	
西海市	○		96.68	○			○		3	1		○ 減免処理のみ	
雲仙市	○		96.9		○	クレジットカード収納・ヤフーアプリ・ペイジー口座振替受付サービス	○		1	1	○		
南島原市	○		96	○			○		1	1		○ 交付金	
長与町	○		96.82	○			○		0	0			
時津町	○		94.973	○			○						
東彼杵町	○		97.00	○			○		1	1		○ 減額処理による	
川棚町	○		95.90	○			○		0	0			
波佐見町	○		95.56	○			○						
小值賀町	○		98.53	○			○						
佐々町	○		94.43		○	コンビニ収納を開始した	○						
新上五島町	○		95.81	○			○						
合計	21	0	95.57 (平均)	18	3		5	16	699	649	1	1	12

1. 国民健康保険について(2)【一部負担の44条減免について】(3)①【財政と財源について】

市町名	一部負担の44条減免制度						一般財源からの法定外繰り入れ							
	ある	2018年度			なし	要項作成中	要項作成を検討	要項作成予定なし	その他	2018年度 繰入額 (円)	2018年度繰入額の内容			
		減免件数	減免金額 (円)	独自減免分の支出し項目							福祉医療の現物給付に伴う波及分増など政策的なものに限る	政策的なもの以外も含む		
		一般会計	国保財政									その他		
長崎市	○	0	0						○	456,789,022	○			
佐世保市	○	0	0						○					
島原市	○	0	0						○	100,000,000		○ 国保財政調整基金への積立分		
諫早市	○	0	0						○	9,284,041	○			
大村市	○	0	0						○					
平戸市	○	0	0						○					
松浦市	○	0	0						○	316,566	○			
対馬市	○	0	0						○					
壱岐市					○	○			○					
五島市	○	0	0						○					
西海市	○	0	0						○					
雲仙市	○	0	0						○					
南島原市	○	0	0						○	150,000,000		○		
長与町	○	0	0						○	855,928	○			
時津町	○	0	0						○					
東彼杵町	○	0	0						○					
川棚町	○	0	0						○					
波佐見町	○	0	0						○					
小値賀町	○	0	0						○					
佐々町	○	0	0						○					
新上五島町	○	0	0						○	0		○ 財源補填		
合計	20	0	0	0	0	1	1	0	14	7	717,245,557	4	1	2

1. 国民健康保険について(3)②、③【財政と財源について】

市町名	2018年度末の国保の積立金				2018年度に繰り越した額			
	なし	ある	金額(円)	年間給付費に対する相当月数	なし	ある	金額(円)	年間給付費に対する相当月数
長崎市		○	1,056,059,231	0.3		○	244,120,398	0.07
佐世保市		○	2,278,557,256	1.4		○	409,279,393	0.2
島原市		○	330,046,612	0.8		○	19,349,711	0.05
諫早市		○	105,470,014	0.10		○	27,598,357	0.03
大村市		○	178,784,000	0.32		○	223,481,322	0.41
平戸市		○	34,513,215	0.1		○	5,686,300	0.02
松浦市		○	200,328,137	1.17		○	80,750,954	0.47
対馬市		○	240,742,105	1		○	105,979,652	0.5
壱岐市		○	255,679,159	0.9		○	130,124,782	1.8
五島市		○	305,729,000	0.94		○	60,614,406	0.19
西海市		○	185,065,000	0.81	○			
雲仙市		○	130,000,000	0.34		○	171,932,291	0.45
南島原市		○	57,326,090	0.1		○	742,459,386	1
長与町		○	214,754,000	0.9		○	16,844,990	0.07
時津町		○	6,000,000	0.3		○	51,254	0.0002
東彼杵町		○	216,820,496	2.4		○	34,022,513	0.4
川棚町		○	72,225,309	0.7		○	116,168,059	1.1
波佐見町		○	133,099,963	1.4		○	77,170,980	0.8
小值賀町		○	57,662,441	2.3		○	28,346,396	1.1
佐々町		○	147,766,293	1.81		○	47,935,219	0.58
新上五島町		○	500,228	0		○	1,834,551	0
合 計	0	21	6,207,128,549	0.86 (平均)	1	20	2,543,750,914	0.46 (平均)

■③繰り越した額は、本来「2019年度に」と質問すべきところ誤って「2018年度」としていた。

※諫早市：2018年度末の国保積立額と2018年度に繰り越した額は見込み

※松浦市：2019年度に繰り越した額を記載

※東彼杵町：2019年度に繰り越した額を記載

1. 国民健康保険について(3)④、⑤、⑥【財政と財源について】

市町名	国保会計の累積赤字			2018年度に国が課したペナルティー額			福祉医療費助成制度の現物給付実施でのペナルティー(国保療養費等国庫負担金減額調整)			国保からの後期高齢者医療への拠出金額(円) (2019年度予算金額)
				国保収納率でのペナルティー						
	ない	ある	累積赤字額(円) (2018年度末)	ない	ある	金額(円) (2018年度末)	ない	ある	金額(円) (2018年度末)	
長崎市	○			○				○	188,325,948	0
佐世保市	○			○			○			—
島原市	○			○			○			383,551,000
諫早市	○			○				○	7,699	0
大村市	○			○			○			0
平戸市	○			○			○			0
松浦市	○			○				○	316,566	
対馬市	○			○				○	662,573	292,237,000
壱岐市	○			○			○			209,113,000
五島市	○			○				○	1,374,266	335,839,000
西海市	○			○				○	544	0
雲仙市	○			○			○			
南島原市	○			○			○			0
長与町	○			○			○			0
時津町	○			○			○			127,323,292
東彼杵町	○			○			○			59,085,000
川棚町	○			○			○			88,845,000
波佐見町	○			○			○			82,947,246
小値賀町	○			○			○			
佐々町	○			○				○	42,613	0
新上五島町	○			○			○			0
合 計	21	0		21	0		14	7	190,730,209	1,578,940,538

※諫早市: 福祉医療費助成制度の現物給付実施でのペナルティー金額は見込み

※新上五島町: 福祉医療費助成制度の現物給付実施でのペナルティーは、2018年より減額調整なし

【国保からの後期高齢者医療への拠出金額】

※長崎市: 都道府県単位化により、市としての予算計上はない

※佐世保市: 都道府県単位化により、市としての予算計上は行っていません。

※島原市: 県単位化にかかる事業費納付金のうち後期高齢者支援金等分

※松浦市: 都道府県化により予算措置なし

※壱岐市: 内訳は一般208,668,000円、退職445,000円

※南島原市: 県統一化により各市町での計上は0円

※川棚町: 国保事業費納付金分

1. 国民健康保険について(4)①、②、③－1,2【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	国保加入 世帯数 (2019.6.1現在)	国保料(税) 滞納世帯数 (2019.6.1現在)	短期保険証の交付			
			して いない	して いる	交付世帯数 (2019.6.1現在)	有効期間
長崎市	64,138	9,738		○	1,918	6ヶ月
佐世保市	35,491	3,994		○	2,468	6ヶ月
島原市	7,527	1,226		○	404	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
諫早市	19,054	1,826		○	1,127	2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
大村市	11,777	521		○	390	3ヶ月、6ヶ月
平戸市	5,508	484		○	72	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
松浦市	3,505	262		○	67	4ヶ月、12ヶ月
対馬市	5,751	1,331		○	549	1～6ヶ月
壱岐市	4,559	832		○	230	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月
五島市	7,622	949		○	329	2ヶ月、12ヶ月
西海市	4,654	539		○	192	2ヶ月、6ヶ月
雲仙市	7,366	763		○	252	2ヶ月、6ヶ月
南島原市	8,671	936		○	429	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
長与町	4,963	542		○	161	6ヶ月
時津町	3,964	252		○	11	3ヶ月
東彼杵町	1,267	122		○	28	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
川棚町	2,035	153		○	80	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
波佐見町	1,833	178		○	48	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
小値賀町	569	35		○	35	1ヶ月、2ヶ月、6ヶ月
佐々町	1,846	196		○	12	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月
新上五島町	3,786	437		○	170	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月
合 計	205,886	25,316	0	21	8,972	

1. 国民健康保険について(4)③-3 【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	短期保険証の交付基準			
	「最も短い期間」の基準		「最も長い期間」の基準	
	期間	基準	期間	基準
長崎市	6ヶ月	過年度滞納税が11期以上ある世帯、長崎市短期被保険者証事務取扱基準から短期被保険者証交付の該当者となるもの。		
佐世保市	6ヶ月	被保険者証の更新日において、前年度の年税額の3分の2以上を滞納している。	6ヶ月	被保険者証の更新日において、前年度の年税額の3分の2以上を滞納している。
島原市	1ヶ月	1ヶ月での交付が妥当と判断される場合	6ヶ月	滞納が前年度課税分のみ、且つ納付義務額の1/2以上の滞納がある場合
諫早市	2ヶ月	毎月の保険料納付額が1か月分に満たないなど	6ヶ月	学業等により、18歳以下と同様の取扱いの必要がある者など
大村市	3ヶ月	判定日において、前々年度以前に本税の滞納がある。	6ヶ月	判定日において、本税の滞納が前年度だけか、併せて前年度以前の督促料滞納金の未納がある。または、前年度以前の督促料、滞納金だけの未納がある。
平戸市	1ヶ月		6ヶ月	
松浦市	4ヶ月	前年度及び前々年度の滞納している保険税の合計額が現年度課税分の2分の1以上	12ヶ月	高校生以下の被保険者
対馬市	1ヶ月		6ヶ月	
壱岐市	1ヶ月	①納付期限到来分全部納付のうち、滞納税があり不履行の場合で滞納9期以上 ②現年度分が1箇月遅延で、滞納税があり不履行の場合で滞納5期以上 ③現年度分が2箇月以上遅延で、滞納税があり、不履行の場合で滞納7期以内	6ヶ月	現年度分が1箇月分遅延で滞納税がない場合
五島市	2ヶ月		12ヶ月	
西海市	2ヶ月		6ヶ月	
雲仙市	2ヶ月	過年度の国民健康保険税の滞納がある場合	6ヶ月	①納税義務者が納税相談等に応じて、納税誓約書を提出し、6ヶ月以上延滞無しに履行した世帯、又は、滞納額が過去1年の間に滞納額の2分の1以上減少した世帯の世帯主から申し出があった場合 ②過年度の滞納がある世帯内において、高校生以下の子供
南島原市	1ヶ月	滞納額が増加しているもの	6ヶ月	1年内に滞納額の完納が見込まれるもの
長与町	6ヶ月	滞納が7期以上	6ヶ月	滞納が7期以上
時津町	3ヶ月		3ヶ月	
東彼杵町	1ヶ月	過年度滞納あり、納付額少額のもの	6ヶ月	短期証交付世帯に属する18歳以下の被保険者
川棚町	1ヶ月		6ヶ月	18歳未満
波佐見町	1ヶ月	①過年度に滞納がある者 ②現年度の滞納が5カ月以上の者	6ヶ月	18歳以下の被保険者
小值賀町	1ヶ月		6ヶ月	
佐々町	1ヶ月	分納不履行の場合	12ヶ月	換価の猶予がある場合
新上五島町	1ヶ月	分納誓約書が毎月の場合	6ヶ月	学生

1. 国民健康保険について(4)④、⑤【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	短期保険証への特別なマーク		短期保険証の被保険者への通常の交付方法			
	なし	あり	毎回一律 郵送等	初回一律、 次回以降は 納税相談後	毎回、 納税相談後	その他
長崎市	○				○	
佐世保市	○					○ 納付相談(窓口又は電話)後に手渡し又は郵送、未更新者へも最終的に郵送
島原市	○			○		
諫早市	○					○ 原則、納付相談後に渡しているが、未更新者へ年2回郵送している
大村市	○					○ 更新日から1か月間は納付相談後に窓口交付。1か月経過後は郵送。
平戸市	○				○	
松浦市	○			○		
対馬市	○					○ 保険税徴収時は手渡しで交付し、入金確認時は郵送している。
壱岐市	○		○			
五島市	○			○		
西海市	○			○		
雲仙市	○					○ 初回は留め置きせずに一律に郵送し、次回更新からは窓口で渡している(納税相談は必須ではない。)
南島原市	○				○	
長与町	○					○ 納付約束を履行中や、相談・申し出があった方には保険証を郵送しており、それ以外の方については切替案内を郵送している
時津町	○				○	
東彼杵町	○			○		
川棚町	○			○		
波佐見町	○		○			
小值賀町	○			○		
佐々町	○					○ 郵便または納付後に手渡し
新上五島町	○				○	
合 計	21		2	7	5	7

1. 国民健康保険について(4)⑥【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	短期保険証を納税相談の上、交付している場合、納税相談に来ない被保険者の分の取り扱いはどのようになっていますか		
	留め置きのまま、保険証の有効期限が切れる 直近の更新日での件数	留め置きの保険証の有効期限前に、送付	その他
		期限切れ何日前に送付	
長崎市		○ 150日前	
佐世保市		○ 30日前	
島原市	○ 184 (2019年7月22日現在)		
諫早市			○ 未更新者へ年2回郵送している
大村市			○ 更新日から1か月間は納付相談後に窓口交付。 ○ 1か月経過しても受領に来られないときは郵送。
平戸市	○ 18 (2019年7月1日現在)		
松浦市		○ 4日前	
対馬市			○ 隨時発行を行い、手渡し又は郵送している。
壱岐市			
五島市			○ 納税相談後にその都度発行しているため、短期保険証対象者全員分の証を事前に準備していない。※有効期限切れ件数:176件(2019年6月30日現在)
西海市			○ 対象者から連絡があつてから発行。有効期限前に作成、連絡等はしていない。
雲仙市			
南島原市		○ 7日前	
長与町		○ 60日前	
時津町			○ 当該短期保険証の有効期間開始前に送付
東彼杵町	○ 7 (2019年6月末現在)		
川棚町	○ 22 (2019年7月1日現在)		
波佐見町			
小値賀町		○ 7日前	
佐々町			○ 郵送または納付後に手渡し
新上五島町			○ 資格証明書への切り替え
合計	4	231	8

1. 国民健康保険について(4)⑦【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	短期保険証交付世帯に、高校生世代以下がいる場合の取り扱い				
	通常と同じ	特別な対応	切り替え前に子どもの分だけ郵送	納税相談後に、子どもの分だけ手渡し又は郵送	その他
長崎市		○	○		
佐世保市		○			○ 納付相談(窓口又は電話)後に手渡し又は郵送、未更新者へも切替え前に郵送
島原市		○	○		
諫早市		○	○		
大村市		○	○		
平戸市		○	○		
松浦市	○				
対馬市		○			○ 切り替え前に保険税収納があれば手渡しで交付し、それ以外は郵送している
壱岐市		○			○ 高校生世代以下の子供に対しては、世帯の短期証の期間に関係なく6ヶ月短期証を交付郵送している
五島市		○			○ 有効期限を12ヶ月とし、初回に交付している。
西海市		○			○ 対象者から連絡があってから発行。有効期限前に作成、連絡等はしていない。有効期限は6ヶ月で作成
雲仙市		○	○		
南島原市		○			○ 納税相談時に手渡しているが、納税相談に応じない場合は郵送している。
長与町		○	○		
時津町	○				
東彼杵町		○	○		
川棚町		○	○		
波佐見町		○	○		
小値賀町		○	○		
佐々町		○	○		
新上五島町		○	○		
合計	2	19	13	0	6

1. 国民健康保険について(4)⑧ 【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	資格証明書の交付			資格証明書の交付の要件			
	なし	あり	交付世帯数 (2019.6.1現在)	滞納期間	悪質と判断する基準		
					面談で 判断	相談に応じない ・接触できない	その他
長崎市		○	103	1期以上		○	
佐世保市		○	11	1年以上	○	○	
島原市		○	1	納期限から1年経過		○	
諫早市		○	38			○	
大村市		○	131	本税1年以上	○	○	「特別の事情に関する届」「弁明書」を提出しない。
平戸市		○	40			○	
松浦市	○					○	
対馬市		○	61	1年以上		○	
壱岐市		○	122	9月以上	○	○	
五島市		○	13		○	○	納税意識が低い者、分納契約不履行が頻繁である者、連絡が取れない者等
西海市		○	0	1年		○	
雲仙市		○	73				資格証明書判定委員会で決定している。
南島原市		○	46			○	
長与町		○	26	1年以上	○	○	
時津町		○	56			○	
東彼杵町		○	2	1年以上		○	
川棚町		○	8	1年以上納付なし		○	
波佐見町		○	3	1年以上	○	○	
小値賀町	○						
佐々町		○	29	1年以上	○		
新上五島町		○	0		○		
合 計	2	19	763		8	17	3

※大村市：悪質と判断する基準「相談に応じない・接触できない」は相談に応じない場合のみ

1. 国民健康保険について(4)⑨、⑩ 【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	資格証明書交付世帯(2019.6.1現在)で、 交付期間が下記に該当する世帯数				資格証明書の交付世帯(2019.6.1現在)に 高校生世代以下の子どもは			
	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上	いない	いる	人数	うち7月1日現在 で未交付の人数
長崎市	13	26	3	61		○	3	0
佐世保市	7	0	0	4	○			
島原市	0	0	0	1	○			
諫早市	1	9	8	20		○	4	4
大村市	12	22	9	38		○	25	0
平戸市	11	5	1	9		○	19	0
松浦市								
対馬市	18	5	7	31		○	5	5
壱岐市	71	4	0	0		○	6	0
五島市	0	5	0	4	○			
西海市	0	0	0	0	○			
雲仙市	24	6	4	14		○	15	0
南島原市	5	14	8	19		○	1	0
長与町	20	1	1	4		○	9	0
時津町	調査不能					○	16	短期証を交付
東彼杵町	2	0	0	0	○			
川棚町	0	1	0	1		○	1	0
波佐見町	0	3	0	0	○			
小値賀町								
佐々町	5	2	3	7		○	10	0
新上五島町	0	0	0	0	○			
合 計	189	103	44	213	7	12	114	9

※五島市:資格証明書の交付世帯は、1年未満4世帯

※大村市:高校生世代以下の子どもは、全員に保険証を交付している

※壱岐市:高校生世代以下の子供に対しては、世帯が資格証であっても、6か月短期証を交付郵送している

1. 国民健康保険について(4)⑪、⑫ 【滞納世帯等と保険証交付に関して】

市町名	資格証明書交付世帯から「家族が医療を受ける必要が生じたが、医療機関への医療費の一時払いが困難である」旨の申し出があり、「特別の事情に関する届」の提出、内容確認の上での短期保険証の交付					国保へ加入すべき人が未加入になっている状況を把握するために、努力されていること	
	して て い る	2018年度中の交付実績			して い な い	その他	
		なし	あり	交付件数			
長崎市	○		○	39			国民年金への加入状況について、国民年金担当所管より情報提供を受け、国保の取得・喪失手続きについて勧奨している。
佐世保市	○	○					
島原市					○		特に無し
諫早市	○	○					広報誌等による届出勧奨の掲載など
大村市	○		○	2			
平戸市	○		○	9			特にありません
松浦市	○	○					
対馬市					○		していない
壱岐市	○	○					
五島市	○		○	1			
西海市					○		
雲仙市	○		○	17			
南島原市					○		年金事務所から送付されるデータ等を活用及び担当者と連携しながら未加入者の把握に努めている。
長与町	○	○					なし
時津町	○	○					
東彼杵町	○	○					
川棚町					○		
波佐見町	○	○					
小值賀町							
佐々町	○	○					
新上五島町				0		資格証明書発行時に「特別○の事情に関する届」の提出を求めています。	認識不足の方々のため「すこやかこくほ」(全世帯配布)等で周知しています。
合 計	14	9	5	68	5	1	

1. 国民健康保険について(5)①【滞納処分等に関して】

市町名	長崎県地方税回収機構への滞納国保料(税)徴収の委託又は引継					
	していない	している	2018年度			
			委託・引継件数	うち回収件数	滞納金額(円)	うち回収金額(円)
長崎市	○					
佐世保市	○					
島原市		○	4	2	4,200,665	989,000
諫早市		○	0	0	0	0
大村市	○					
平戸市	○					
松浦市		○	66	61	52,224,715	13,762,140
対馬市		○	80	71	168,499,827	35,050,539
壱岐市		○	23	16	14,761,002	618,800
五島市		○	169	58	4,276,736	1,250,930
西海市		○	0			
雲仙市	○					
南島原市	○					
長与町		○	43	7	14,171,142	4,466,025
時津町		○	44	24	15,610,020	4,435,181
東彼杵町	○					
川棚町	○					
波佐見町	○					
小値賀町	○					
佐々町	○					
新上五島町		○	8	5	6,373,405	1,459,600
合 計	11	10	437	244	280,117,512	62,032,215

1. 国民健康保険について(5)②【滞納処分等について】

市町名	件数	差押金額 (円)	国保料(税)滞納者への差し押さえ(2018年度)								
			児童手当・被爆者健康管理手当・障害者年金が預貯金に含まれていないことの確認			生活に必要な金額が手元にあることの確認			差し押さえ後に銀行融資が停止された事例の把握		
			して い な い	して い る	その他の	して い な い	して い る	その他の	して い な い	して い る	その他の
長崎市	3,552	392,271,275	○					○	年金の差押の場合、給与の差押に準じて差押禁止額を超える部分の差押を行っている。	○	
佐世保市	570	339,181,211	○				○			○	
島原市	33	12,507,241	○				○			○	
諫早市	69	22,072,147	○				○			○	
大村市	226	52,078,148	○				○			○	
平戸市	221	25,307,505	○				○			○	
松浦市	158	13,831,424	○				○			○	
対馬市	57	23,095,595	○				○			○	
壱岐市	124	60,782,686	○				○			○	
五島市	76	32,600,426	○				○			○	
西海市(*)	444	30,892,621	○				○			○	
雲仙市	374	23,361,000	○				○			○	
南島原市	121	5,615,388	○				○			○	
長与町	141	30,621,373	○				○			○	
時津町	112	27,090,000		○	法令及び判例等に準拠し執行している			○	法令及び判例等に準拠し執行している	○	
東彼杵町(*)	28	1,504,310	○				○			○	事例なし
川棚町	66	2,321,841	○					○	状況により生活費分を残し差し押さえている	○	
波佐見町	44	2,117,194	○				○			○	
小値賀町(*)	2	803,800	○				○			○	
佐々町	7	610,819	○				○			○	
新上五島町(*)	43	28,767,022	○				○			○	
合 計	6,468	1,127,433,026	3	17	1	2	16	3	20	0	1

※自治体名に(*)がついているのは、国保料(税)だけでなく、住民税・固定資産税なども含んで算出している自治体。

1. 国民健康保険について(5)③【滞納処分等について】

市町名	国保料(税)徴収の滞納処分での措置(2018年度)						
	インターネット競売				タイヤロック		
	して いない	している		して いない	している		
		件数	回収金額(円)		件数	回収金額(円)	
長崎市	○	0	0	○			
佐世保市	○	1	362,700		○	1	362,700
島原市(*)	○	0	0	○	0	0	0
諫早市	○	0	0	○	0	0	0
大村市	○	8	423,171		○	0	0
平戸市(*)	○	50	36,020	○			
松浦市(*)	○	10	45,521		○	0	0
対馬市	○			○			
壱岐市	○	1	19,800		○	0	0
五島市	○	5	62,167		○	0	0
西海市	○	0	0	○			
雲仙市(*)	○	164	520,332	○			
南島原市	○	0	0	○	0	0	0
長与町	○			○			
時津町(*)	○	16	13,027		○	0	0
東彼杵町	○			○			
川棚町	○	0	2,459	○			
波佐見町(*)	○	6	290,010	○			
小値賀町	○			○			
佐々町	○			○			
新上五島町(*)	○			○			
合 計	6	15	261	1,775,207	12	9	1
							362,700

※自治体名に(*)がついているのは、国保料(税)だけでなく、住民税・固定資産税なども含んで算出している自治体。

※大村市：インターネット競売は行っていないので、インターネット公売の件数と回収金額を記載。

※川棚町：インターネット競売の回収金額は、2017年度に行った分を回収

1. 国民健康保険について(6)①【国保の広域化(都道府県単位化)について】

市町名	1年経過し、広域化(都道府県化)になって評価できる点や課題・懸念される点	
	評価できる点	課題や懸念される点
長崎市		保険給付や保健事業等の平準化がなかなか進まない
佐世保市	保険給付費について、県からの交付金で賄われる点。	保険税(料)の統一のための各種課題の解決
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・県が財政運営の責任主体となり中心的な役割を担うことで、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など制度の安定化を図る(統一方針のもと県と市町で連携し国保運営を実施する)。 ・県内の市町間で転居した場合でも保険証資格は引き継がれる(高額医療費の多数回該当に係る該当回数の引継ぎなど)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の増加傾向を背景とした今後の国保財政の持続的対応。 ・保険料水準の統一など国保の運営方針に沿った県単位化の実現。 ・制度改革が次々と実施または予定されており、各保険者のマンパワーも限りがあるなかで運営上(システム関連含む)の混乱回避。
諫早市	国保財政の安定化に資するものと考えている。	保険料の統一に向けた調整が今後の課題である。
大村市	保険税(料)統一に向けた協議が進みだしたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税と保険料の統一 ・これまで各自治体独自で行ってきた施策や取り扱い(独自給付が違うこと等による市民への影響) ・滞納者への催告及び差押等の基準の統一 ・システム会社の統一がされていないため、連合会とのデータ移行による弊害
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財政運営 ・高額療養費の多数回該当の継続 	保険料(税)率の統一
松浦市	給付費の予想外の増加に対応できるようになった。	納付金の増額による国保税の税率等の上昇
対馬市	国保事業に係る経費について国保事業費納付金として県に納め、交付金として交付されるため、年度途中での医療費等の増減に影響されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率 ・保険料(税)の統一
宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議がある中で各市町の実務担当者同士の中で問題等の相談の場となっている。 ・県内統一のために出来る範囲で、各市町の実務の底上げになるいい機会になっている。 	保険税率の統一に向けた話がまとまらない。
五島市	財政面での安定化	医療費水準や収納率の格差があるまでの保険料水準の統一
西海市		
雲仙市	30年度の決算状況では、单年度収支が黒字となった。	医療費の増に伴う納付金の増額
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村内の転居の場合、高額療養費の年間該当回数を引き継ぐことができる。 ・国から国保への財政支援の拡充により財政基盤が強化された。 	広域化したものの、保険料率が統一されていない。
長与町	財政の安定化	保険料の統一
時津町		
東彼杵町	予算管理が容易になった。	保険税統一の課題が多い
川棚町		保険料水準の統一化
波佐見町	保険給付費が増大しても、当年度の予算の心配がないこと	保険料率や実施している保健事業がバラバラであること
小值賀町	事務量の減少。	県全体の医療費増加の影響をどこまで抑えられるか。
佐々町	年度途中での歳入不足が無くなつた	納付金の増加による保険税率等の増加
新上五島町	医療費等の増減に影響されること。また、それに伴う財政の安定が図られた。	保険料(税)の統一に向けた調整。

1. 国民健康保険について(6)②【国保の広域化(都道府県単位化)について】

市町名	広域化(都道府県化)の実施にあたって、住民から寄せられた質問や意見などの特徴
長崎市	
佐世保市	
島原市	現時点で特に無し
諫早市	
大村市	
平戸市	特になし
松浦市	今のところ特にございません。
対馬市	
壱岐市	何がどう変わらるのか？(窓口での手続きに変更はあるのか？)
五島市	特になし
西海市	
雲仙市	
南島原市	住民からの質問や意見は特にありません。
長与町	
時津町	
東彼杵町	
川棚町	
波佐見町	
小値賀町	広域化で、保険料はどのくらい上がるのか？
佐々町	
新上五島町	特にありません。

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて①【介護保険】

市町名	介護保険料の独自の減免制度								
	なし	今後の予定			ある	2018年度実績		内容・適用要件	
		あり	なし	不明		人数	金額(円)		
長崎市					○	72	2,960,500	当該世帯の全ての収入状況(資産の活用等を含む)を勘案し、生活保護の最低生活費以下になると判断された場合	
佐世保市	○			○					
島原市					○	3	70,200	保険料所得段階区分が第1～第3段階の者に対して、一定条件のもと保険料基準額の4分の1に減免している。	
諫早市	○		○						
大村市					○	2	72,800	収入が著しく減少した者。災害罹災により住宅、家財等に著しい損害を受けた者。	
平戸市	○		○						
松浦市	○			○					
対馬市	○		○						
壱岐市	○		○						
五島市	○		○						
西海市	○		○						
雲仙市					○	5	78,000	保険料所得段階区分が第1～第3段階の者に対して、一定条件のもと保険料基準額の4分の1に減免している。	
南島原市					○	7	132,600		
長与町					○	0	0	災害により著しい損害を受けた等の理由により、町長が減免を認める場合	
時津町					○	1	7,900	災害により著しい損害を受けた等の理由により、町長が減免を認める場合。	
東彼杵町	○		○						
川棚町	○		○						
波佐見町	○		○						
小値賀町	○		○						
佐々町					○	0	0	(1)第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4)第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。 (5)その他町長が必要と認める特別の事情があること。	
新上五島町	○		○						
合 計	13	0	11	2	8	90	3,322,000		

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて②【介護保険】

市町名	介護保険利用料の独自の減免制度							
	なし	今後の予定			ある	2018年度実績		内容・適用要件
		あり	なし	不明		人数	金額(円)	
長崎市					○	0	0	市の定める要綱に基づき、災害等の事情が生じた場合に要介護被保険者等の前年の合計取得金額に応じて100分の92から100分の100の給付割合に相当する額を支給する。
佐世保市	○			○				
島原市	○		○					
諫早市	○		○					
大村市	○		○					
平戸市	○		○					
松浦市	○			○				
対馬市	○		○					
壱岐市	○		○					
五島市	○		○					
西海市	○			○				
雲仙市	○		○					
南島原市	○		○					
長与町	○			○				
時津町	○		○					
東彼杵町	○		○					
川棚町	○		○					
波佐見町	○		○					
小値賀町	○		○					
佐々町					○	0	0	○佐々町居宅介護及び支援利用者負担減額 ・介護保険の円滑な実施のため居宅介護及び支援を利用した際に、利用者が支払う利用料の減額 ・減額の対象者は、第1号被保険者の属する世帯の当該年中の収入見込み金額が生活保護法に基づく収入基準額以下の者とする。 ・減額の割合は、居宅介護及び支援の利用者負担額の7割とする。 ○佐々町訪問介護利用者負担減額 ・介護保険の円滑な実施のための特別対策に基づく訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)を利用した際に、利用者が支払う利用料の減額 ・減額の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者とする。(1)65歳の年齢到達前のおおむね1年の間に障害者施策ホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった者(2)特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となつた40歳から64歳までの者 ・減額後の利用者負担割合は、訪問介護費用の0パーセント(全額免除)とする。
新上五島町	○		○					
合 計	19	0	15	4	2	0	0	

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて③ー1 【介護保険】

市町名	第1号被保険者の段階毎の保険料の基準額に対する%(2019年3月末)											
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
長崎市	45	75	75	91	100	116	125	150	175	200		
佐世保市	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
島原市	45	75	75	90	100	120	130	150	155	170		
諫早市	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
大村市	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
平戸市	45	75	75	90	100	115	130	160	170			
松浦市	45	65	75	90	100	120	125	130	140	150	170	
対馬市	45	75	75	87.5	100	112.5	125	137.5	150	170		
壱岐市	45	60	75	90	100	120	130	150	170			
五島市	45	75	75	90	100	125	135	155	175			
西海市	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
雲仙市	45	75	75	90	100	120	130	150	155	170		
南島原市	45	75	75	90	100	120	130	150	155	170		
長与町	45	65	75	90	100	110	125	150	165			
時津町	45	75	75	90	100	115	130	150	165			
東彼杵町	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
川棚町	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
波佐見町	37.5	62.5	72.5	90	100	120	130	150	170			
小値賀町	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
佐々町	45	75	75	90	100	120	130	150	170			
新上五島町	45	75	75	90	100	120	130	150	170			

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて③－2 【介護保険】

市町名	第1号被保険者の段階毎の被保険者数(2019年3月末)												
	第1 段階	第2 段階	第3 段階	第4 段階	第5 段階	第6 段階	第7 段階	第8 段階	第9 段階	第10 段階	第11 段階	第12 段階	合計
長崎市	26,845	10,746	9,891	16,217	12,562	16,825	15,315	6,849	2,498	3,927			121,675
佐世保市	13,922	7,897	7,269	7,508	8,960	10,387	9,166	3,316	2,993				71,418
島原市	3,033	1,520	1,164	2,162	2,143	2,535	1,396	648	262	440			15,303
諫早市	6,835	3,380	2,920	5,951	5,702	6,123	4,876	2,022	2,043				39,852
大村市	4,480	1,984	1,682	3,348	2,737	3,353	3,704	1,182	1,111				23,581
平戸市	2,967	1,287	954	2,100	1,609	1,924	1,232	426	391				12,890
松浦市	1,860	936	712	1,024	1,123	1,243	57	640	63	236	248		8,142
対馬市	3,943	991	650	1,649	883	1,644	1,034	405	235	168			11,602
壱岐市	3,045	1,002	693	1,486	1,083	1,165	778	258	259				9,769
五島市	4,806	2,006	1,434	1,276	1,131	2,128	1,401	391	400				14,973
西海市	2,157	1,164	905	1,372	2,080	1,274	921	311	229				10,413
雲仙市	3,087	1,322	855	2,841	2,183	2,314	1,126	523	224	325			14,800
南島原市	3,722	1,676	1,040	2,817	2,613	2,880	1,513	672	260	354			17,547
長与町	1,469	577	540	1,881	1,333	1,469	1,736	792	871				10,668
時津町	1,217	575	514	1,138	930	1,108	888	436	457				7,263
東彼杵町	421	259	220	419	613	435	258	112	71				2,808
川棚町	602	440	444	489	910	724	540	143	143				4,435
波佐見町	492	444	432	527	1,181	816	414	160	125				4,591
小値賀町	373	162	108	129	124	147	89	24	34				1,190
佐々町	727	400	377	442	555	601	472	194	203				3,971
新上五島町	2,268	897	651	960	705	1,035	763	227	213				7,719
合 計	88,271	39,665	33,455	55,736	51,160	60,130	47,679	19,731	13,085	5,450	248	0	414,610

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて③-3 【介護保険】

市町名	第1号被保険者の段階毎の保険料滞納者数(2019年3月末)												
	第1 段階	第2 段階	第3 段階	第4 段階	第5 段階	第6 段階	第7 段階	第8 段階	第9 段階	第10 段階	第11 段階	第12 段階	合計
長崎市	378	78	82	177	60	202	87	32	6	16			1,118
佐世保市	759	152	109	370	102	436	255	108	58				2,349
島原市	214	39	23	153	37	200	78	55	15	37			851
諫早市	144	28	30	96	29	127	85	31	16				586
大村市	166	35	18	60	18	73	48	20	6				444
平戸市	22	2	4	4	3	8	1	1	0				45
松浦市	27	6	7	16	12	19	1	7	0	2	4		101
対馬市	68	16	9	42	8	46	28	10	2	3			232
壱岐市	59	9	8	30	9	21	14	5	5				160
五島市	121	19	19	33	7	54	20	7	5				285
西海市	29	4	2	15	4	14	5	0	0				73
雲仙市	254	48	18	189	69	242	83	57	28	33			1,021
南島原市	235	38	23	211	68	231	86	62	28	42			1,024
長与町	41	4	8	53	10	53	35	16	23				243
時津町	24	3	5	34	7	19	9	3	2				106
東彼杵町	11	1	1	6	0	1	4	2	0				26
川棚町	12	1	2	12	3	8	3	2	0				43
波佐見町	15	7	5	9	6	9	8	1	0				60
小值賀町	9	0	0	1	0	4	2	0	0				16
佐々町	12	4	3	9	0	20	7	6	1				62
新上五島町	39	4	5	18	5	17	18	5	4				115
合計	2,639	498	381	1,538	457	1,804	877	430	199	133	4	0	8,960

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて④、⑤、⑥ 【介護保険】

市町名	介護保険料の長期滞納者の人数 (2019年3月末)			介護保険料滞納者への 2018年度の差し押さえ		介護保険料滞納者への ペナルティー適用者数(2018年度)		
	1年以上 1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上 2年未満	2年以上	のべ件数	金額(円)	いったん 全額負担	保険給付 の一時 差し止め	3割負担・ 高額介護 サービス 適用除外
長崎市	974	1,303	1,024	964	34,714,726	3	0	60
佐世保市	1,399	1,164	235	29	3,450,990	18	0	40
島原市	50	17	158	0	0	3	0	15
諫早市	81	87	318	0	0	0	0	15
大村市	208	146	33	61	3,046,461	0	0	0
平戸市	38	20	9	72	1,926,357	0	0	1
松浦市	11	10	10	40	1,227,869	0	0	2
対馬市	39	187	47	0	0	6	2	12
壱岐市	32	24	428	0	0	0	0	0
五島市	59	94	132	0	0	0	0	0
西海市	29	18	26	27	723,884	0	0	4
雲仙市	51	27	149	0	0	5	0	7
南島原市	53	15	120	0	0	3	0	5
長与町	4	18	51	14	416,832	0	0	1
時津町	11	3	36	39	2,970,300	0	0	1
東彼杵町	2	2	3	0	0	0	0	0
川棚町	2	0	22	0	0	0	0	0
波佐見町	3	1	13	0				1
小値賀町	3	0	11	0	0	0	0	0
佐々町	9	4	37	0	0	0	0	3
新上五島町	9	20	56	0	0	0	0	0
合 計	3,067	3,160	2,918	1,246	48,477,419	38	2	167

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑦、⑧、⑨ 【介護保険】

市町名	介護保険の積立金		一般財源からの法定外繰り入れ		2019年4月の要介護認定申請			
	2018年度末 (円)	2018年度末 見込み(円)	して いない	している	新規申請数		更新・区分変更 申請数	60日以内の 認定件数
					2019年度 予算額	30日以内の 認定件数		
長崎市	991,521,869	290,000	○		437	12	1,885	1,385
佐世保市	1,645,242,987	1,592,242,724	○		231	29	885	871
島原市	—	—	○		62	23	152	150
諫早市	598,419,233	598,419,000	○		128	7	271	254
大村市	693,532,468	786,759,602	○		89	39	262	256
平戸市	195,490,797	3,823,135	○		37	14	115	113
松浦市	225,945,182	220,859,182	○		22	11	88	87
対馬市	348,319,226	269,600,226	○		45	1	184	167
壱岐市	61,838,836	56,857,836	○		36	17	110	106
五島市	42,414,742	59,513,769	○		57	24	142	141
西海市	310,063,315	44,073,000	○		46	8	205	168
雲仙市	決算前のため未記入		○		68	27	178	166
南島原市	—	—	○		93	31	211	205
長与町	169,353,486	0	○		41	1	89	82
時津町	242,381,102	271,498,321	○		15	0	113	101
東彼杵町	233,166,630	25,000,000	○		13	4	28	28
川棚町	130,135,063	11,000	○		23	11	67	67
波佐見町	235,682,552	25,130,974	○		17	4	77	73
小値賀町	31,586,365	1,000	○		8	0	12	6
佐々町	149,853,316	12,763,036	○		10	4	43	42
新上五島町	82,699,351	0	○		33	7	91	91
合 計	6,387,646,520	3,966,842,805	21	0	0	1,511	274	5,208
								4,559

■⑦2)介護保険の積立金見込み額は、本来「2019年度末」と質問すべきところ誤って「2018年度末」としていた。

※大村市、壱岐市、西海市：介護保険の積立金見込み額は2019年度末の数字

※新上五島町：介護保険の2018年度末積立金は5月末

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑩、⑪、⑫ 【介護保険】

市町名	市町村長が「身体障害者等に準ずる」と認めた 65歳以上の税法上の「障害者」						高額介護サー ビス費制度で 介護保険施設 での「受領委 任払い」制度 の実施	介護保険サービスの 福祉用具・住宅改修の 受領委任払い制度の 実施				
	2018年度中の実績		「認定書」発行の基準					福祉用具	住宅改修			
	制度 申請数	「認定書」 発行件数	要介護 者を対 象	身体障 害者に 準ずる と認め た要介 護者を 対象	身体の 障害又 は認知 症の状 態が該 当した ものを 対象	その他	して いる	して ない	して いる	して ない	して いる	して ない
長崎市	66	55			○			○		○		○
佐世保市	97	96	○		○				○	○		○
島原市	2	2			○				○	○		○
諫早市	21	21			○				○	○		○
大村市	40	39	○						○	○		○
平戸市	13	13			○				○	○		○
松浦市	12	12			○				○	○		○
対馬市	3	3				○ 市の定める要綱 ○ で認めたものを対 象としている			○	○		○
壱岐市	0	0	○						○	○		○
五島市	59	56			○				○	○		○
西海市	4	3			○ ○ 西海市障害者控 除対象者認定事 務取扱要綱			○	○			○
雲仙市	0	0			○				○	○		○
南島原市	1	1			○				○	○		○
長与町	63	63	○						○	○		○
時津町	39	39	○						○	○		○
東彼杵町	16	16	○						○		○	○
川棚町	13	12	○						○	○		○
波佐見町	8	8			○				○		○	○
小值賀町	21	21			○				○	○		○
佐々町	8	8	○		○ 知的障害者に準 ずると認めた要介 護者を対象として いる			○		○		○
新上五島町	145	145			○				○		○	○
合計	631	613	3	5	13	3	1	20	16	5	17	4

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑬【介護保険】

市町名	要支援者向け介護サービス(訪問介護、通所介護)の 「介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)」の実績							
	訪問型サービス				通所型サービス			
	現行相当サービス 2018年度 利用者 のべ数	受け入れ 事業所数 (2019.6.1)	緩和型サービス 2018年度 利用者 のべ数	受け入れ 事業所数 (2019.6.1)	現行相当サービス 2018年度 利用者 のべ数	受け入れ 事業所数 (2019.6.1)	緩和型サービス 2018年度 利用者 のべ数	受け入れ 事業所数 (2019.6.1)
長崎市	201,949	149	19,924	76	204,524	205	15,510	40
佐世保市	16,010	38	0	0	23,918	72	0	0
島原市	1,898	5	0	0	3,581	27	0	0
諫早市	5,055	41	—	—	12,571	85	—	—
大村市	3,968	22	88	3	5,521	41	870	6
平戸市	146	12	2,338	11	177	16	3,063	15
松浦市	1,149	10	0	0	1,497	8	0	0
対馬市	1,265	7	0	1	4,816	14	0	0
壱岐市	156	7	—	—	165	8	121	4
五島市	2,018	22	2,032	21	4,295	32	1,857	32
西海市	7,673	14	863	2	8,812	13	3,551	5
雲仙市	1,367	8	0	0	4,240	20	0	0
南島原市	1,773	10	0	0	4,614	27	0	0
長与町	1,989	20	—	—	2,707	28	—	—
時津町	1,074	37	0	0	1,144	44	0	0
東彼杵町	274	4	0	0	468	10	0	0
川棚町	154	4	0	0	241	7	0	0
波佐見町	281	4	0	1	755	9	—	—
小値賀町	145	1	480	1	284	1	480	1
佐々町	144	3	—	—	39	2	—	—
新上五島町	564	7	1,161	7	2,116	10	510	4
合 計	249,052	425	26,886	123	286,485	679	25,962	107

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑯、⑰ 【介護保険】

市町名	特別養護老人ホームで2018年度中に 要介護1、2の方が「特例入所」した実績		2019年7月1日現在の「2割負担」の人数と 割合(要介護認定者総数に対する割合)	
	「特例入所」申請件数	「特例入所」した件数	人数	割合(%)
長崎市	49	38	2,120	5.8
佐世保市	15	15	816	4.4
島原市	5	4	133	3.36
諫早市	9	9	345	4.6
大村市	0	0	244	5.2
平戸市	9	3	54	2.32
松浦市	2	2	33	1.7
対馬市	6	6	43	1.7
壱岐市	17	2	63	2.4
五島市	15	116	71	2
西海市	9	8	35	1.67
雲仙市	2	2	141	3.79
南島原市	14	14	136	2.92
長与町	0	0	150	8.1
時津町	0	1	57	4.4
東彼杵町	2	2	8	1.83
川棚町	0	0	18	2
波佐見町	3	3	10	1.2
小値賀町	6	4	2	1
佐々町	0	0	545	0.05
新上五島町	5	5	42	2.5
合 計	168	234	5,066	3.00 (平均)

※島原市:2019年7月1日現在の「3割負担」の人数78人、割合1.97%

※雲仙市:2019年7月1日現在の「3割負担」の人数81人、割合2.17%

※南島原市:2019年7月1日現在の「3割負担」の人数64人、割合1.37%

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑯【介護保険・高齢者福祉サービス】

市町名	高齢者福祉サービスについて										
	配食サービス	上週回数	週当たり 支援	ゴミ出し援助	見守り確認・ 外出代 支助 援成	なタクシードの 外出代 支助 援成	まなふ りどれ 場高 あ 事 業 者 サ の ロ た ン	住宅改修の自治体 独自の助成	の介 護 乗 保 せ ん へ	助用介 成者 護 以 保 外 險 利 も 利	独認 自知 症 施 策 対 策 で の
長崎市	○	14	○	○	○	○	○			○	徘徊高齢者等家族支援…徘徊がみられる方が徘徊された場合に、早期発見できるシステムの初期利用費補助事業訪問理美容サービス…理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者の方のために、理美容師が自宅へ出向いてサービスを行うなど
佐世保市	○	7		○						○	ふれあいサロン(社協の実施事業ですが、市が補助を行っています。)
島原市			○	○	○			○		○	老人交通安全杖の提供、「ふれあいサロン」は地区社協が市内各地で実施
諫早市	○	5		○			○			○	老人福祉電話、緊急通報システム
大村市			○	○			○	○		○	コメディカル向け認知症に関する人材育成(認知症支援リーダー養成研修)
平戸市	○	なし	○	○	○	○				○	緊急通報装置貸与事業、ワンコインまごころサービス事業、訪問理美容サービス事業
松浦市	○	7	○	○	○	○				○	各種教室による高齢者自身の認知症予防や、認知症サポートー養成講座開催、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの配布などを行っています。また、認知症の家族を抱える介護者の会と連携し認知症カフェを月に1回実施しています。
対馬市	○	4		○	○	○	○	○	○	○	ユマニチュード研修
壱岐市	○	7		○	○	○				○	認知症で徘徊や行方不明になる恐れのある方の登録制度、入湯優待券、はり・きゅう等助成券の交付、市内路線バス乗車カードの交付
五島市	○	5		○			○				
西海市	○	7		○	○	○					
雲仙市	○	5	○	○	○	○				○	「雲仙市高齢者等オレンジネットワーク」、「地域ふれ愛ささえ愛事業」
南島原市			○	○	○	○				○	QRコードによるICTを活用した認知症高齢者等見守り事業を実施
長与町	○	3	○	○	○	○					
時津町			○	○	○	○					
東彼杵町	○	12		○	○	○					
川棚町	○	6		○	○	○					
波佐見町	○	年8		○		○				○	
小値賀町	○	4				○	○	○			
佐々町				○	○	○	○		○	○	
新上五島町	○	6		○	○	○	○	○			買い物支援事業
合 計	16		9	20	15	19	6	3	3	12	

※壱岐市：配食サービスは、利用者1人当たり週7日、1日1食を限度とし、栄養バランスの取れた夕食を利用者の居宅まで定期的に配食するとともに、安否の確認を行うものとする。

※波佐見町：認知症対策での独自施策は、認知症予防教室「オレンジ広場」、脳トレチャレンジ教室、NPO法人と協働で寸劇による認知症の周知活動。

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑦【介護保険・高齢者福祉サービス】

市町名	住民のボランティアや、事業所、企業、団体等と提携した 高齢者世帯への援助や見守りなどの取り組み内容
長崎市	安心協定ネットワーク事業…新聞社やガス会社などと協定を結び、高齢者のお宅の新聞が溜まっている等の確認が必要な状態や事故や異変を把握した場合に、ご本人の安否確認や異常の早期対応に向けた連絡体制を整備している。
佐世保市	市内14事業者と地域見守りネットワーク協定を結び、異変を把握した場合、市や警察に連絡をお願いしています。
島原市	島原市高齢者等見守りネットワーク協議会の運営・推進、SOSおかえりネットワークの推進、SOS配信模擬訓練の実施
諫早市	要援護者及びその見守り協力員の登録のほか、日頃の業務の中での訪問・配達・集金などにおいて、高齢者の異変を通報する協力事業所を募集し、市民力を活かした見守りネットワーク活動を推進している。
大村市	高齢者等見守りネットワーク協議会をH29に再構築。H30協議会において見守りのフロー図を作成
平戸市	郵便局、新聞販売店、電力会社等14事業所と見守り協力機関として協定を締結し、高齢者の安否及び異変の早期発見、早期対応に向けた連絡体制の強化を図っています。
松浦市	住民ボランティアによる生活支援、配食サービスや、見守りネットワーク協議会による見守り等を行っている。
対馬市	見守りネットワーク事業実施、協力事業者26社及び協力機関10団体と協定し、通常の業務中、高齢者等に関する異常を発見した場合、市に連絡いただき早期対応に繋げる。自治会による見守り等(防災)を自主的に行っている地区もある。
壱岐市	地域あんしん見守り事業として、地域の様々な事業所・団体と見守り協定を締結し、独居高齢者等地域を日常的に見守り、必要な支援につなげる体制を構築している。現在29事業所と協定締結している。
五島市	年2回定期例会を開催。高齢者の異常発生時のフローチャートを活用し活動している。
西海市	長崎新聞長崎会、長崎西彼農業協同組合3支店及び燃料配送センター、九州電力長崎・佐世保営業所、市内12郵便局、生活協同組合ララ・コーブ2支所、西海市商工会と安心見守りネットワーク事業の協定を締結し、通常業務の中での見守りと通報を依頼
雲仙市	「雲仙市高齢者等徘徊声かけ訓練」の自治会単位での開催
南島原市	南島原市高齢者等見守り体制連絡協定締結(33事業所)
長与町	自治会等による見守り活動を12/50自治会で実施している。また、企業との見守り協定を締結し、日常業務の範囲内で見守り活動を行っている。
時津町	・警察や各種団体の代表者で構成する時津町高齢者見守りネットワーク連絡協議会において、高齢者のさりげない見守りを実施したり、地域包括支援センター主催による自治会単位での見守り対象者の情報交換を中心とした連絡会を開催している。 ・生活支援体制整備事業において第2層協議体を設置し住民主体の地域の支え合いの仕組づくりについて協議を行っている。
東彼杵町	「高齢者見守り活動」等に関する協定(2事業所)、高齢者のための地域づくり見守りネットワーク協議会設置
川棚町	地域見守りパートナーシップ協定
波佐見町	セブンイレブン、生協、ヤクルトとの見守り協定
小値賀町	
佐々町	高齢者見守りネットワーク情報交換会:町内32町内会を年1回まわり、町内会長・民生委員・福祉協力員等と連携し、地域の強みや課題を整理し情報交換を行っている。平成31年度より、一般住民にも参加していただき、地域づくりについての懇談の場として展開している。 高齢者見守りネットワーク協定:警察署や町内外の21事業所と協定を締結し、高齢者の日頃からの見守り支援を強化している。
新上五島町	高齢者見守りネットワーク事業

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑩-1 【介護保険・高齢者福祉サービス】

市町名	「地域包括ケアシステム」構築のために、2018年度中に行った取り組み		
	取り組んでいない	取り組んだ	内 容
長崎市		○	1. 地域包括ケア推進協議会の開催 2. 地域包括ケアシステム構築の状況に応じたロードマップの修正及び進行管理 3. 本人が希望する場での看取り推進についての協議 4. 市民向け講演会の開催 5. 第7期介護保険事業計画に基づく長崎版地域包括ケアシステムの深化、推進 ①医療と介護の連携 ②自立支援と重度化防止 ③生活支援体制整備 ④認知症高齢者への支援 ⑤地域共生社会の構築
佐世保市		○	地域包括庁内推進会議を行い、地域包括ケアシステム構築のための理解を得る場を設定しました。
島原市		○	地域包括ケアシステム構築ロードマップに基づき、島原市地域包括ケアシステム構築ロードマップ実行委員会において、地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みを進めた。
諫早市		○	-在宅医療介護連携推進事業において、講演会や会議を実施 -生活支援体制整備事業において、生活支援の充実や高齢者の社会参加・支え合い体制づくりに取り組み、市民向けのフォーラムや会議を実施 -認知症総合支援事業において、多職種協働研修や認知症講演会を実施
大村市		○	H29,30に中学校区毎の地域ケア圏域会議を実施し、全6中学校で開催できた。
平戸市		○	協議体の設置、住民主体の通いの場の拡充、在宅医療・介護連携に関する多職種研修会や懇話会の開催、認知症カフェの開催、QRコードを活用した見守り事業、介護予防ケアマネジメントや地域づくりの研修会開催
松浦市		○	地域ケア会議の代表者会や専門部会等による地域課題の検討。医療介護連携を図るために合同研修会及び連絡協議会の開催、在宅医療資源マップの配布等を行った。
対馬市		○	県からの呼びかけにより、ロードマップを作成した。
壱岐市		○	医療機関と調剤薬局及び患者のネットワーク形成(壱岐市調剤情報連携システム)への助成
五島市		○	包括的支援事業(社会保障充実分)への取組み。長崎県が作成した指標による評価等
西海市		○	内部で今後の進め方を検討、包括ケア推進体制構築ロードマップにより進捗管理を行った。
雲仙市		○	長崎県の地域包括ケアシステム評価シートに基づき評価、在宅医療介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の課題と対応策の検討を行った。
南島原市		○	在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制整備の推進など
長与町		○	在宅医療・介護相談窓口設置、認知症初期集中支援チーム設置、生活支援体制整備事業における第1層協議体設置
時津町		○	地域包括ケアシステム協議会の各分科会による定期的な協議を実施し、現状分析や課題解決への取組を行っている
東彼杵町		○	-地域包括ケアシステム構築のためのロードマップの見直し(2017年作成成分を現状に合わせ修正) -東彼杵郡在宅医療・介護連携支援センター設置に向けた協議 -生活支援コーディネーターの配置 -認知症地域支援推進員の配置 -認知症初期集中支援チームの設置及びチーム員会議の実施 -自立支援型地域ケア会議の開催
川棚町		○	在宅医療・介護連携支援センター設置協議、地域包括ケアシステム評価シートの作成
波佐見町		○	生活支援体制整備事業(支え合いのまちづくりフォーラム及び勉強会及び第1層、第2層協議体発足。多職種による研修会、連携ツールの運用検証、自立支援型地域ケア会議、「通いの場」立上げ支援及び継続支援、生活支援センター養成
小値賀町		○	自立支援型のケア会議
佐々町		○	多機関連携地域ケア会議、地域福祉推進会議
新上五島町		○	ロードマップに沿った事業の展開
合 計	0	21	

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑩－2 【介護保険・高齢者福祉サービス】

市町名	「地域包括ケアシステム」構築のための、2019年度中の計画(予定)		
	ない	ある	内 容
長崎市		○	1. 地域包括ケア推進協議会の開催 2. 地域包括ケアシステム構築の状況に応じたロードマップの修正及び進行管理 3. エンディングノートの作成協議 4. 市民向け講演会の開催 5. 第7期介護保険事業計画に基づく長崎版地域包括ケアシステムの深化、推進 ①医療と介護の連携 ②自立支援と重度化防止 ③生活支援体制整備 ④認知症高齢者への支援 ⑤地域共生社会の構築
佐世保市		○	地域包括庁内推進会議で、地域の課題を横断的に検討します。
島原市		○	ロードマップに記載している事業内容の取り組み・推進。地域包括ケアシステムの構築に向け、一人ひとりが目指す目標の周知
諫早市		○	高齢者が尊厳を保ち、その能力に応じて住み慣れた地域で、安全・安心な日常生活を送ることができるよう、地域の社会資源との連携のもと、途切れることのない高齢者支援施策に引き続き取り組む。
大村市		○	認知症サポーター養成講座について、一般市民向けに普及啓発を強化する。
平戸市		○	成年後見制度利用促進計画の策定に向けた準備、災害時支援の検討
松浦市		○	生活支援体制整備に係る第2層協議体や、医療介護連携コーディネーターの設置を行う。
対馬市		○	介護保険事業計画、昨年度作成したロードマップに沿って事業を実施している。
壱岐市		○	自立支援型地域ケア会議(壱岐市自立支援検討会)の毎月定例開催
五島市		○	引き続き、包括的支援事業に取り組みとともに、評価に基づく課題への取組
西海市		○	これまでの事業継続
雲仙市		○	地域の医療・介護等の連携をスムーズに行うための顔の見える関係づくり、研修のために多職種協働研修会の開催を市全体で1回、7町を2カ所に分けて各1回ずつ開催予定他
南島原市		○	在宅医療医師のバックアップ体制構築に向けた検討、実務者レベルの多職種学習会開催など
長与町		○	生活支援体制整備事業における第2層協議体設置、在宅医療・介護マップ作成、エンディングノート作成
時津町		○	・認知症に関する新たなパンフレットの作成。 ・地域包括ケアシステムの各分科会において、定期的に協議を行うべく委員を招集し分科会を開催している。
東彼杵町		○	・進捗状況に応じたロードマップの見直し ・自立支援型地域ケア会議の定期開催 ・郡在宅医療・介護連携支援センターを中心とした在宅医療・介護連携の取組
川棚町		○	自立支援型地域ケア会議の開催(月1回)、医療・介護連携のための研修会等
波佐見町		○	多職種による研修会、生活支援体制整備事業(支え合いのまちづくり勉強会)、連携ツールの運用検証、自立支援型地域ケア会議、「通いの場」立上げ支援及び継続支援、生活支援サポーター養成及び訪問A事業開始、郡内3町による在宅医療・介護連携支援センター運用開始
小値賀町		○	介護医療連携の強化、介護予防の強化
佐々町		○	町内32町内会全地区を対象とした、地域づくり懇談会・地域づくり出前講座の開催。
新上五島町		○	ロードマップに沿った事業を展開
合 計	0	21	

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて⑩－3 【介護保険・高齢者福祉サービス】

市町名	「地域包括ケアシステム」を構築していく上での課題や問題点、困難な点
長崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアを担う多職種及び地域住民との連携体制の構築 ・ 在宅医療、在宅介護を担う人材の育成 ・ 地域の支え合い体制づくりへの支援にあたり、地域の自主的な活動を阻害しないよう整合性を図っていくこと ・ 指標設定などの評価のしにくさ
佐世保市	医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの各分野で連携をしていかなければならず、時間を要します。
島原市	生活支援体制整備の構築
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療と介護の連携推進 ② 認知症施策の推進 ③ 地域ケア会議の強化 ④ 生活支援サービスの充実・強化 ⑤ 介護予防の推進
大村市	市民に対する自助・互助の必要性の理解促進
平戸市	
松浦市	社会資源(民間やNPOによる事業、在宅医療が可能な医療機関)が不足している。
対馬市	
壱岐市	介護サービス事業所の介護職員の人員不足
五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島であること、多くの二次離島を有すること、面積が大きく人口密度が低いことなど地理的なハンデがある ・ 必要な医療資源等が不足している
西海市	介護・医療系の人材不足が第一、医療機関、特に入院可能な病院・診療所の不足があり、在宅医療が難しい。また、西海市は合併した市であり、小離島・山間僻地を含む広い地域である為、支援のための時間を要する。今後は障害者や子ども・母子父子家庭など高齢者以外の地域包括ケアシステムとの協調についても検討が必要だと考えられるが、基盤づくりが優先される。
雲仙市	長崎県の地域包括ケアシステム評価シートに基づき評価しているが、医療・介護面など地域の介護人材不足や受け皿の問題もあり、なかなか構築が進まないのが現状である。
南島原市	市民による「急変時の対応」「看取り」の実効性
長与町	
時津町	分科会等開催については、限られた回数、時間の中で行っていく必要があることから継続協議を行っていくことが難しい。
東彼杵町	生活支援体制整備の構築
川棚町	医療機関との連携
波佐見町	有償ボランティアの仕組みづくりが難しい。
小値賀町	専門職の不足
佐々町	地域でボランティアを担う人材の高齢化。若い世代や男性の参加が少ないと。在宅医療について(町内の医療機関数の減少、医師の高齢化)。介護職員の人材育成と人材確保。
新上五島町	人材の不足、介護事業所の減少

3. 子育て支援等について(1)(①) 【医療費助成制度】

市町名	子ども医療費助成制度				
	現在の実施内容	今後の拡充予定			
		拡充予定 内容	検討 予定	検討 予定 なし	その他
長崎市	中学校卒業までの児童を対象に、保険診療後の一 部負担金に対して1医療機関ごとに、1日800円、1月につき1,600円を差引いた額を助成して いる。助成方法は、現物給付又は償還払い。			○	
佐世保市	15歳に達する日以後の最初の3月31日までが対 象。自己負担は1ヶ月1医療機関ごとに1日800円、月額1,600円まで。院外処方の薬代は自己 負担なし。乳幼児は現物給付(長崎県内の医療 機関で県と現物給付について協定を締結してい る医療機関の場合)、その他は償還払い。			○	
島原市	対象年齢:中学校卒業まで 自己負担額:1日800円、月上限1,600円 助成方法:乳幼児…現物給付及び償還払い、 小・中学生…償還払い			○	
諫早市	中学卒業までの子どもが対象。自己負担額は1 医療機関ごとに1日800円で、月額上限1,600円。 助成方法は、就学前乳幼児は現物給付、小中 学生は償還払い方式。			○	
大村市	対象年齢:中学校卒業まで 自己負担:あり 助成方法:未就学児…現物給付、小・中学生… 自動償還払い			○	
平戸市	中学校修了まで、医療機関ごとにひと月につき 診療日数1日あたり800円、2日以上1,600円、乳 幼児:県内現物給付、小・中学生:市内のみ現物 給付			○	
松浦市	対象年齢:18歳に達する年度末まで 自己負担:1か月1医療機関ごとに1日800円、 ひと月1,600円を自己負担。調剤薬局分は全額 助成。 請求方法:乳幼児は現物給付、小学生以上は償 還払い。			○	
対馬市	対象年齢:小学生から中学生まで 自己負担額:現物給付(1医療機関あたり1ヶ月 ごとに1日800円以内、月2日以上1,600円の一 部自己負担)。ただし、対馬市内の医療機関以 外は償還払い。			○	
壱岐市	・3歳未満児:自己負担なし(現物給付) ・小学校就学前児:1ヶ月1医療機関1回800円、 複数回1,600円を上限に自己負担(現物給付) ・小学生～中学卒業まで(H29年度拡大):1ヶ月 1医療機関1回800円、複数回1,600円を上限に 自己負担(償還払い)			○	
五島市	小学校就学前児童は現物給付で、3歳未満児は 自己負担なし、3歳以上は1日につき800円、2 日以上は1,600円の自己負担。小学生・中学生 は償還払いと、1日につき800円、2日以上は 1,600円の自己負担			○	
西海市	1日1医療機関ごとに800円、または1月1医療 機関ごとに1,600円を超える医療費について、乳 幼児は現物給付、小学生から中学生までは償 還払いにより助成。			○	

市町名	子ども医療費助成制度				
	現在の実施内容	今後の拡充予定			
		拡充予定 内容	検討 予定	検討 予定 なし	その他
雲仙市	対象者:小・中学生、自己負担:医療機関ごとに800円/回、1,600円/月、助成金の請求方法:支給申請書に領収書を添付し市役所へ提出(償還払い)		○		
南島原市	対象年齢:小学生～高校生世代(満18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの者) 自己負担:1日800円、2日以上1,600円/月 請求方法:償還払い方式			○	
長与町	【対象年齢】通院・入院:小学1年生から中学3年生まで。 【自己負担】月ごと、医療機関ごとに1日800円(ひと月、一医療機関で最大1,600円)。薬局は自己負担なし。保険外診療は、福祉医療の支給対象外。 【請求方法】償還払い				○ 請求方法を償還払い方式から現物給付方式に変更する予定。
時津町	乳幼児(小学校就学前)自己負担額1日受診800円、2日以上受診1,600円。助成方法は現物給付。 こども(中学校卒業まで)自己負担額は乳幼児と同様。助成方法は償還払い。 ※自己負担額は、医療機関ごとの月ごとに計算。院外処方による薬代は全額助成対象。	○ こども(小学生・中学生)の助成方法の現物給付化を予定			
東彼杵町	未就学児～中学卒業まで 未就学児は現物給付、小中学生は償還払い。 負担額:1医療機関毎に800円/日、1,600円/月			○	
川棚町	乳幼児(未就学児):自己負担額800円/日/月、2日以上1,600円/月を控除した額(現物給付費及び償還払い) 子ども(小中学生):自己負担額は乳幼児と同額(償還払いのみ)				○ 県内では子ども医療費助成制度について、18歳(高校生)まで拡充する自治体もあり、他市町の動向を確認中。
波佐見町	中学3年生まで対象。自己負担1,600円。未就学児…現物給付、小学生～中学生…償還払い	○ 令和元年10月より高校生まで拡大(平成31年4月～対象とする)			
小值賀町	中学生まで。1回800円、最大1,600円。償還払い			○	
佐々町	給付対象年齢:0歳から高校卒業(18歳に到達する日以後の最初の3月31日)まで 自己負担:1医療機関あたり、1か月に1日800円、2日以上で1,600円を上限とする。院外処方の調剤薬局分については無料。 助成金の請求方法:未就学児は現物給付。小・中・高生は、窓口での償還払の申請及び一部地域の医療機関に限り現物給付(佐々町、松浦市、平戸市、小値賀町)				○ 小・中・高校生の現物給付について、対象地域の拡大を検討
新上五島町	福祉医療費にかかる自己負担分の全額補助(15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は、学校教育法第1条に規定する中学校・中等教育学校の前期課程若しくは、特別支援学校の中学校部を卒業する日若しくは、終了する日の属する月の末日までの間にある者)		○		
合計		2	3	13	3

3. 子育て支援等について(1)② 【医療費助成制度】

市町名	一人親世帯への医療費助成制度で県の補助基準を上回る内容の実施		
	して いない	して いる	その内容
長崎市		○	18歳を超える子のうち、高校在学中の子への助成。現物給付での助成。
佐世保市		○	18歳以上で高等学校在学中の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く)の通院は最長で20歳の誕生月まで対象。自己負担は子ども医療費と同様で、償還払い。
島原市		○	補助対象:高校在学中の者で、18歳到達後、最初の4月1日から20歳到達月までの通院 自己負担額:1日800円、月上限:1,600円 助成方法:償還払い
諫早市		○	母子及び父子家庭の子のうち満20歳未満の高校生の外来
大村市		○	18歳以上20歳未満の高校在学中の子の通院を助成対象としている。
平戸市	○		
松浦市		○	18歳以上20歳未満の高校在学中の子の通院を対象としている。 自己負担:子ども医療費と同様。請求方法:償還払い。
対馬市	○		
壱岐市	○		
五島市	○		
西海市	○		
雲仙市	○		
南島原市	○		
長与町		○	対象年齢を高等学校に在学する18歳以上20歳未満(通院分)までに拡充。
時津町		○	ひとり親家庭福祉医療制度の所得制限を超えており、助成対象外となる一人親世帯の子(小学生～中学校卒業まで)については、こども福祉医療費助成制度にて助成。(助成内容は子ども医療費助成制度と同様)
東彼杵町	○		
川棚町	○		
波佐見町	○		
小値賀町	○		
佐々町	○		
新上五島町	○		
合 計	13	8	

3. 子育て支援等について(1)③ 【予防接種】

市町名	インフルエンザワクチンの助成内容	インフルエンザワクチン以外の助成		
		ない	ある	ワクチン名
長崎市	対象年齢:接種する日に生後6か月から小学校就学前まで、自己負担金:1,750円(ただし、生活保護受給世帯の乳幼児及び市民税非課税世帯に属する乳幼児は無料)、助成回数:2回まで ※平成30年度実施内容	○		
佐世保市	実施期間:10月1日～2月末まで 対象年齢:生後6月～小学6年生まで 自己負担金:1,200円/回(生活保護受給者は無料) 助成回数:実施期間中2回まで	○		
島原市	対象年齢:6か月児から小学6年生まで、自己負担金:1,500円(生活保護世帯はなし)、助成回数:2回		○	ロタウイルスワクチン
諫早市	・対象年齢(助成回数)…生後6月～小学生(2回)、中学生(1回) ・自己負担金(1回当たり)…1,500円(生活保護世帯0円)	○		
大村市	対象年齢:生後6か月～小学6年生、自己負担額:1,700円(1回あたり2,500円助成、助成回数2回)。今後、対象年齢を中学3年生まで拡充予定	○		
平戸市	対象年齢:生後6ヶ月から中学生、自己負担額:1回1,000円、助成回数:小学生以下2回、中学生は1回	○		
松浦市	対象年齢:市内在住の生後6か月から小学校6年生まで。自己負担:1回につき1,500円。助成回数:1人につき2回まで	○		
対馬市	1. 対象者:13～64歳の生活保護世帯または市民税非課税世帯の者 2. 助成額:2,600円 3. 助成回数:1回	○		
壱岐市	対象:生後6月以上15歳(中学生)以下、助成額:1回2,000円、助成回数:小学生2回、中学生1回	○		
五島市	未就学児、600円、2回	○		
西海市	乳幼児:1,200円、2回 小中学生:1,600円、1回	○		
雲仙市	生後6か月～小学6年生…自己負担:1,500円(生活保護0円)、助成回数:2回まで 中学生(13歳未満)…自己負担:1,500円(生活保護0円)、助成回数:2回まで 中学生(13歳以上～中学3年生)…自己負担:1,500円(生活保護0円)、助成回数:1回	○		
南島原市	対象年齢:乳幼児、小学生、中学生 自己負担:乳幼児、小学生は1回1,500円を2回まで助成。中学生は1回のみ助成		○	ロタウイルスワクチン
長与町	【対象年齢】生後6か月から就学前までの乳幼児 【自己負担】1,200円(生活保護世帯は自己負担なし) 【助成回数】2回	○		
時津町	6ヶ月から7歳未満の小学校就学前の乳幼児、自己負担金1,200円、助成回数2回		○	ロタウイルスワクチン
東彼杵町	生後6ヶ月～中学3年生までを対象に、1回あたり2,600円助成(生活保護世帯は1回あたり4,100円)。13歳未満は2回、13歳以上は1回の助成	○		
川棚町	0歳から小学校6年生に相当する年齢の人:2,600円×2回、中学1年生から3年生に相当する年齢の人:2,600円×1回	○		
波佐見町	6か月～中学生:助成額1回 2,600円(但し、助成は小学生まで2回、中学生1回)	○		
小値賀町	～12歳:500円、2回、13歳～19歳:1,000円、1回、19歳:2,000円、1回	○		
佐々町	対象年齢:生後6か月～小学6年生、自己負担金:1,000円/回(生活保護受給者は無料)、助成回数:2回	○		
新上五島町	対象:満6ヶ月以上の町民、負担額:1,000円	○		
合 計		18	3	

3. 子育て支援等について(1)④ー1 【保育所】

市町名	保育所入所待機児童数					「認可定員」を超す保育所		「認定こども園」の数 (2019.7.1 現在)
	人数	調査時 (2019年)	育児休業中の 保護者		今後の解消策	施設 数	調査時 (2019年)	
含めて いる								
長崎市	0	4月		○	・既存保育所等の定員増を伴う施設整備への助成を行う。 ・保育の量が不足する地域には重点的に保育所の増改築等の公募を行い、施設整備への助成を行う。	44	4月	44
佐世保市	0	4月	○			27	7月	36
島原市	0	4月	○			3	7月	6
諫早市	0	4月	○			35	7月	12
大村市	70	4月	○		施設の新設・増設等の施設整備による定員増加や保育士確保のための様々な取り組みを行う予定である	28	7月	11
平戸市	0	7月		○		5	7月	4
松浦市	0	7月	○			5	7月	3
対馬市	2	7月	○		保育士不足による待機児童であり、保育士確保に努める。	2	7月	2
壱岐市	2	6月	○		待機児童の保護者の希望する施設が利用可能になれば随時案内する。	3	6月	1
五島市	0	7月		○		11	7月	5
西海市	0	4月	○			6	7月	3
雲仙市	0	7月	○			0	7月	8
南島原市	0	7月	○			8	7月	7
長与町	0	4月	○			5	4月	1
時津町	0	4月	○			6	4月	1
東彼杵町	0	7月	○			0	7月	3
川棚町	0	7月	○			2	7月	3
波佐見町	16	7月	○		検討中	3	7月	2
小値賀町	0	7月	○			0	7月	1
佐々町	0	7月		○		3	7月	1
新上五島町	0	6月		○		4	7月	1
合 計	90		16	5		200		155

3. 子育て支援等について(1)④ー2 【保育所】

市町名	企業内保育所の数						10月に始まる幼児教育・保育料無償化に合わせた施策の検討	
	把握していらない	把握している	施設数 (2019.7.1)	有資格者の配置				
				有 (施設数)	無 (施設数)	不明 (施設数)		
長崎市		○	32	32			令和元年10月の無償化に伴い、これまで保育料の単独補助を行っていた子ども・子育て支援新制度の施設の利用者(年収360万円～470万円相当世帯の国輕減対象外の第3子以降)に対し、これまで負担していた額を超えないよう、副食費を免除することとした。また、子ども・子育て支援新制度の施設の利用者と新制度未移行の施設の利用者との公平性が保たれるよう、幼稚園(新制度未移行)の利用者(年収360万円～470万円相当世帯の国輕減対象外の第3子以降)に対しても副食費を免除することとした。	
佐世保市		○	10	10	0	0	検討中	
島原市		○	3	3			副食費の助成について検討中(9月議会に計上予定)	
諫早市	○						特になし	
大村市		○	2	2	0	0	検討していない。	
平戸市		○	3	3			3～5歳児の副食費の無料化を検討している。 上限額(月額)4,500円	
松浦市		○	1	1			現在検討中。	
対馬市		○	0				検討中	
壱岐市		○	2	2	0	0	国の制度に準ずる、市独自の支援は予定していない。	
五島市	○						3歳から5歳児の1号・2号認定とともに、国の免除対象外となる児童にかかる副食費の補助を行い無償化とする。	
西海市		○	0				同時入所2人目およびカウント開始年齢制限なく第3子以降については、保護者の住民税所得割合算額に関係なく、副食費を無償化(助成)	
雲仙市		○	1	1			3～5歳児の副食費の無料化を実施	
南島原市		○	0				3～5歳児の副食費の無料化について、検討中	
長与町		○	1	1			未定	
時津町		○	1	1			特になし	
東彼杵町		○	0				他市町の動向や対象数等を調査し、検討している。	
川棚町	○						保育料の町独自軽減である第2子無料の対象者には、負担増とならないよう副食費を無料化予定。	
波佐見町		○	0				検討中	
小值賀町		○	0				していない	
佐々町		○	0				副食費の減免等の取り扱いについて検討中。	
新上五島町		○	0				検討していません。	
合 計	3	18	56	56	0	0		

3. 子育て支援等について(1)⑤ 【病児・病後児保育】

市町名	「病児・病後児保育」事業の実施						
	して いない	して いる	2019年7月1日現在の施設数			2018年度の実績	
			病児のみ	病後児 のみ	病児と 病後児	延べ利用人数	施設への助成金額(円)
長崎市		○			6	6,191	85,557,000
佐世保市		○	4			2,764	39,549,500
島原市		○	0	3	0	18	4,202,000
諫早市		○	2			2,526	34,880,000
大村市		○		3		1,728	28,762,443
平戸市	○						
松浦市		○		1		70	4,226,000
対馬市		○	0	2	0	136	8,742,000
壱岐市		○			1	333	9,240,000
五島市		○		1		41	4,474,000
西海市		○		1		403	7,114,000
雲仙市		○	0	2	0	109	8,605,000
南島原市		○		3		94	7,726,000
長与町	○					0	0
時津町		○			1		
東彼杵町		○		1		60	4,290,000
川棚町		○	0	1	0	98	3,939,000
波佐見町		○	0	*	0	20	236,000
小値賀町	○						
佐々町		○		2		82	6,304,000
新上五島町	○						
合 計	4	17	6	20	8	14,673	257,846,943

※壱岐市：施設への助成金額は委託料としての金額。助成金額は0円。

※雲仙市：訪問型を実施、長崎県看護協会に委託、病児・病後児対応。訪問型…延べ利用人数69人、施設への助成金額5,410,000円

※長与町：「病児・病後児保育」事業は、2019年8月1日から実施(再開)予定

※時津町：「病児・病後児保育」事業は、2019年8月1日から再開

* 波佐見町：病後児保育事業は1施設だが、町内には施設なし。川棚町と東彼杵町のこども園の施設を利用している。

3. 子育て支援等について(2)①-1 【就学援助制度】

市町名	就学援助の対象としている「準要保護世帯」の認定基準						
	生活保護基準(年収又は所得)の						その他の基準
	1.0倍 以内	1.1倍 以内	1.2倍 以内	1.3倍 以内	1.4倍 以内	1.5倍 以内	
長崎市			○				
佐世保市			○				(1)生活保護が停止もしくは廃止となった (2)世帯全員の市民税が非課税である (3)児童扶養手当を全額受給している (4)世帯全員が国民年金の掛金が全額免除である (5)世帯全員の所得が低い (6)その他特別な事情がある世帯
島原市			○				
諫早市			○				児童扶養手当の受給、市民税非課税など
大村市			○				
平戸市			○				生活保護法の停止・廃止世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当全部支給世帯
松浦市			○				生活保護が廃止された。児童扶養手当を受給している。
対馬市	○						
壱岐市							○市民税所得割額が世帯内小中学生人数 × 5,000円以内
五島市		○					生活保護の廃止、市民税非課税、児童扶養手当受給者など
西海市			○				
雲仙市			○				
南島原市			○				
長与町			○				
時津町			○				
東彼杵町			○				
川棚町			○				
波佐見町			○				
小値賀町				○			
佐々町			○				
新上五島町				○			
合 計	1	0	9	10	0	0	1

3. 子育て支援等について(2)①-2 【就学援助制度】

市町名	「準要保護世帯」への補助費目										
	新入学用品費	学用品費	給食費	通学費	校外活動費	医療費	修学旅行費	PTA会費	生徒会費	クラブ活動費	その他
長崎市	○	○	○	○	○	○	○				体育実技用具費
佐世保市	○	○	○	○	○	○	○				
島原市	○	○	○	○	○	○	○				社会科見学活動費
諫早市	○	○	○	○	○	○	○				通学用品費、野外宿泊食事代
大村市	○	○	○	○	○	○	○				
平戸市	○	○	○	○	○	○	○				
松浦市	○	○	○	○	○	○	○				
対馬市	○	○	○			○	○				
壱岐市	○	○	○			○	○				
五島市	○	○	○			○	○				
西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通学用品費、体育実技用具費、卒業アルバム代
雲仙市	○	○	○	○	○	○	○				
南島原市	○	○	○	○	○	○	○				
長与町	○	○	○		○	○	○				通学用品費、体育実技用具費
時津町	○	○	○		○	○	○				体育実技用具費
東彼杵町	○	○	○		○	○	○				
川棚町	○	○	○		○	○	○				
波佐見町	○	○	○		○	○	○				
小値賀町	○	○	○			○	○			○	
佐々町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
新上五島町	○	○	○			○	○				
合計	21	21	21	11	15	21	21	2	2	3	6

3. 子育て支援等について(2)①-3 【就学援助制度】

市町名	2018年度の就学援助			小中学生の「新入学児童生徒学用品等」補助金の入学前支給					
	延べ 受給 者数	受給 割合 (%)	支給額(円)	新小学生			新中学生		
				している (支給月)	してい ない	その他	している (支給月)	してい ない	その他
長崎市	6,460	20.91	509,583,000	3月			3月		
佐世保市	3,233	15.8	286,350,397	3月			3月		
島原市	535	15.55	43,889,260	3,4月			3,4月		
諫早市	1,751	15.70	135,976,845	3月			3月		
大村市	1,217	13.2	102,944,920	3月			3月		
平戸市	273	12.2	21,334,102	3月			3月		
松浦市	285	15.9	20,867,603	3月			3月		
対馬市	289	12.39	20,942,703	2~5月			2~5月		
壱岐市	231	10.5	14,808,899	3月			3月		
五島市	659	26.11	52,500,715	2月末			2月末		
西海市	290	15.52	24,019,610	3月			3月		
雲仙市	460	14.0	33,304,972		○			○	
南島原市	514	15.7	44,704,312	2月			2月		
長与町	394	11.14	30,932,560	3月			3月		
時津町	357	13.4	29,537,939	3月			3月		
東彼杵町	67	12	4,937,736		○			○	
川棚町	175	14.9	12,779,501	2月			2月		
波佐見町	168	13.6	21,335,464	3月			3月		
小値賀町	4	3.4	289,783		○			○	
佐々町	180	13.2	15,206,986	3月			3月		
新上五島町	90	7.40	7,172,594		○			○	
合 計	17,632	13.93 (平均)	1,433,419,901	17	4	0	17	4	0

3. 子育て支援等について(2)①-4 【就学援助制度】

市町名	保護者等への制度内容の周知					
	入学時に保護者に説明書類配布	進級時に保護者に説明書類配布	教職員向けに説明会開催	広報紙に制度内容掲載	ホームページに制度内容掲載	その他
長崎市				○	○	在校生には2月、新入生には入学説明会の際に学校を通して保護者への説明書類を配布
佐世保市	○	○	○	○	○	
島原市	○	○		○	○	小学校入学予定者については、就学前健康診断時に説明書類を配付
諫早市	○	○		○	○	次年度就学援助一斉受付前に、市立小中学校を通じて全世帯に対し、周知文書を配布
大村市	○	○		○	○	就学時健康診断時に保護者に説明書類を配布
平戸市	○	○				
松浦市				○	○	
対馬市	○	○			○	
壱岐市	○			○		
五島市	○				○	
西海市	○	○	○		○	
雲仙市	○	○		○	○	市役所の窓口にチラシを設置
南島原市	○				○	
長与町	○	○			○	入学説明会時に保護者に説明資料を配布
時津町		○		○	○	新小学1年生は、入学前に説明書類等を個別郵送
東彼杵町	○	○				
川棚町					○	全児童・生徒へ通知
波佐見町	○	○		○	○	就学時健診の際や保育園・こども園を通じ、説明書類を配布
小値賀町	○	○				入学前に保護者に説明書類を配布
佐々町	○	○		○	○	
新上五島町	○	○	○			
合 計	17	15	3	11	16	10

3. 子育て支援等について(2)①-5 【就学援助制度】

市町名	生活保護基準引き下げに連動した就学援助対象者の縮小(2019年度)			
	縮小して いない	旧基準を適用	その他	縮小した 連動による 受給者減少数
長崎市	○	○		
佐世保市				○ 0
島原市	○		生活保護基準引き下げによる影響は無し	
諫早市	○		当該年度生活保護基準による審査において非該当となった場合は、旧基準により再度審査を行う	
大村市	○		H30.10時点の生活保護基準を使用した。	
平戸市	○			
松浦市				○ 0
対馬市	○		生保基準額を下に独自の算定基準額を作成の上、世帯所得基準額と比較。	
壱岐市	○		生活保護基準による判定をしていないため	
五島市	○	○		
西海市				○ 0
雲仙市				○ 0
南島原市	○	○		
長与町	○	○		
時津町	○	○		
東彼杵町	○	○		
川棚町	○	○		
波佐見町	○	○		
小値賀町				○ 0
佐々町	○		特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準に一定の係数を掛けたもので対応。	
新上五島町	○	○		
合 計	16	9		5 0

3. 子育て支援等について(2)② 【子ども食堂】

市町名	無料又は低額の食事等のサービスを提供している「子ども食堂」について					
	自治体内の存在の把握			子ども食堂への支援		
	して いない	して いる	箇所 (2019.6.1)	行って いない	行って いる	その内容
長崎市		○	12	○		
佐世保市		○	9		○	『子ども食堂』への寄附のつなぎ、情報提供及び後援等の後方支援等
島原市		○	1	○		
諫早市		○	5	○		
大村市		○	1		○	国の補助金、各種研修会の開催、フードバンク等の情報提供
平戸市	○			○		
松浦市		○	0	○		
対馬市		○	0	○		
壱岐市		○	0	○		
五島市		○	1	○		
西海市		○	0	○		
雲仙市		○	1		○	後援となり、周知チラシを自治会回覧している。
南島原市		○	0	○		
長与町		○	2		○	公民館等の公共施設の貸出及び利用料の減免、周知広報ボランティアスタッフの募集、食堂の受付ほか
時津町		○	1		○	チラシの配布等
東彼杵町		○	1	○		
川棚町	○			○		
波佐見町	○			○		
小値賀町		○	0	○		
佐々町		○	0	○		
新上五島町		○	1	○		
合 計	3	18	35	16	5	

3. 子育て支援等について(2)③－1 【子どもの貧困】

市町名	「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の結果について
	この結果の受け止め
長崎市	調査結果については現在分析中ですが、各種制度を知らない世帯が一定いることから、今後の周知方法等について検討したいと考えています。
佐世保市	各種手当や制度の情報が一部行き届いていない世帯があり、情報発信の仕方についてまだまだ課題があると感じています。
島原市	本市の貧困率は13.7%で県下の中でも高く、内容を分析した結果、所得階層だけでなく、ひとり親か否かで大きな差が見られた。
諫早市	窓口の相談の際には、生活の状況をよく確認しながら対応するものとする。
大村市	就学援助費について支援制度を知らない世帯が一定数存在していることからさらに周知徹底に努める必要がある。【学校教育課】 平成28年度に本市が独自に実施した調査と類似した結果があり、今後、全庁的に取組を進める必要があると考えている。【こども政策課】
平戸市	
松浦市	保護者の収入や家族形態が、子供の生活環境や教育環境、さらに心身に対しても影響を与えることが分かった。
対馬市	
壱岐市	等価可処分所得の97.2万円未満(貧困率)が県下で最高位である。
五島市	既存制度の周知を含め、子どもの居場所づくりや子どもへの直接的な支援とともに、保護者への総合的な対策が必要を感じている。
西海市	ひとり親世帯や低所得世帯における子どもの実態を分析する際の一つの資料として、有用なものと考えている。
雲仙市	地域の実情に合った施策の検討が必要だと感じている。
南島原市	家庭環境に起因する児童生徒の問題が多数報告されていることから深刻に受け止めている。
長与町	特に、ひとり親家庭の厳しい生活実態に対する経済的不安の声が多く挙がっていた。ひとり親家庭への経済的支援は、県全体としても急務の貧困対策であると考える。
時津町	子どもの貧困割合の多くがひとり親世帯に集中していることが改めて確認できたことで、ひとり親世帯へのサポート体制を充実させる必要性を認識している。
東彼杵町	本町の貧困率は、16.5%で県下20市町の中で下から2番目である。深刻な状況であり、早急に対応を考え、実践すべしと考えている。
川棚町	検討中
波佐見町	子ども・子育て支援計画策定に貧困について加える予定
小値賀町	
佐々町	佐々町の結果については、県が設定する所得階層を境に明確に子どもの状況に影響が出ているとは判断ができなかった。ただし、中学校に上がると小学生ではあまりなかった学校での悩みや、勉強面での悩みが表面化しており、小学校から中学校に上がるギャップを埋めていくような支援を検討していく必要があると感じた。
新上五島町	就学援助の制度を知らない世帯への周知を強化すべきと感じた。

3. 子育て支援等について(2)③－2 【子どもの貧困】

市町名	「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の結果について
	調査結果を施策へ反映させるための今後の進め方
長崎市	現在、調査結果の分析作業を行っており、今後は、国の大綱及び県の第2期計画策定の動向を見ながら、長崎市の子どもの貧困対策についての計画を策定する予定です。
佐世保市	調査結果等を市単位で分析し、本市附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」の委員の皆様のご意見を聴きながら、次期計画へ盛り込んでいくことを考えています。
島原市	この結果を受けて、地域の実情に応じた施策の検討を進めていくため、県により子どもの貧困対策推進協議会が開催され協議が行われる。その動向を見て、作成が努力義務となった子どもの貧困対策計画の策定を検討するとともに、支援制度の周知等できることから取り組んでいく予定。
諫早市	一定の算定方法による貧困率から今後の検討・分析を行い、施策化を図って行きたい。
大村市	これまで国の要保護基準に合わせ援助を行ってきたが、今後もそれを反映させながら支援に努めていきたい。【学校教育課】 今年度、今後の子育て支援に関する支援策をまとめた「子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策に関する施策を盛り込む予定である。【子ども政策課】
平戸市	
松浦市	・今回の調査結果を踏まえ、本年度策定する「松浦市子ども・子育て支援事業計画」に反映させ、貧困対策の推進に努めたい。 ・支援制度の周知が必要。
対馬市	
壱岐市	第二期子ども・子育て支援行動計画策定時に検討予定。
五島市	五島市分のデータを分析し、課題点を見つけ出し、関係機関と情報を共有しながら、具体的な施策を展開していく。
西海市	県における調査結果を市において分析評価し、本市に必要とされる施策やその方向性について、市の次世代育成支援対策地域協議会などで子育て世代の意見も反映させながら検討を行い、次期子ども・子育て支援事業計画の中に各種施策を盛り込みたい。
雲仙市	今年度中に検討、分析を行い、第2期雲仙市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)に盛り込む予定
南島原市	今後、検討していく予定である。
長与町	貧困対策の施策として、ひとり親家庭の福祉医療に対する現物給付については、県下一起にスタートできるよう、補助金も含めて、県で調整をお願いしたい。
時津町	県が開催する協議会に参加しているため、協議会の動向を注視しながら今後の施策の検討を行います。また来年度からの第2期時津町子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策を盛り込む予定としております。
東彼杵町	中学2年の貧困率は17.8%で県下で最下位である。ひとり親世帯の困窮が伝わってくる。そのような中で、子供に夢・希望・あこがれ・志を持つというのも難しい状況である。経済的理由で学習機会が制限される現状は見直すべきである。奨学金の増額や無償化なども考えたい。が、一方、就学援助や生活保護などの制度を知らない割合が全体の4割もいるという状況もある。保護者との接触や信頼関係づくりに尽力して啓発に努めたい。
川棚町	検討中
波佐見町	これから協議予定
小値賀町	
佐々町	県が組織する検討委員会等とも連携を取りながら、佐々町に必要と考えられるような対応を検討していく必要があると感じている。まずは、今回のアンケートの結果を踏まえ、既存の子育て支援事業の充実を行いたいと考える。
新上五島町	学校を通じて制度の周知をより強化するとともに、認定基準について幅広い受け入れが出来るよう柔軟な対応を行っていく。

4. 障がい者支援施策について①

市町名	障害者医療費助成制度で県の補助基準を上回る内容の実施		
	して いない	して いる	その内容
長崎市		○	重度障害者について、長崎県は償還払いに対する補助のみ行っているが、長崎市は現物給付方式を実施している。
佐世保市	○		
島原市	○		
諫早市		○	後期高齢者医療適用者以外の身体障害者手帳3級・療育手帳B1の方に対して、県の制度では給付率が2分の1となっていますが、市単独で10分10の給付率としています。さらに、県の補助制度の対象とならない後期高齢者医療適用者以外の身体障害者手帳4級・療育手帳B2の方についても、市単独で10分の10の給付率としています。
大村市		○	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2及び精神障害者保健福祉手帳2・3級の方に対し、市単独による助成を実施している。
平戸市		○	[国保・社保] 身障3級・療育B1…800円(1,600円)控除後2/3助成 身障4級・療育B2…3,000円控除後1/2助成 [後期高齢] 身障4級…3,000円控除後1/2助成
松浦市		○	身体障害者手帳3級・療育手帳B1所持者については、医療機関毎に保険診療にかかる医療費から1日800円(ひと月に1,600円を超える場合1,600円)を控除した額(薬局は控除せず全額)を支給しています。また、身体障害者手帳4級につきましては、医療機関毎にひと月の医療費の合計から1,000円を控除した額の2分の1(薬局はひと月の医療費の合計の2分の1)の額を支給しています。
対馬市	○		
壱岐市		○	身障手帳3級・障害程度「B1」の給付額:(一部負担金一控除額(1日800円で上限1,600円))×2/3=福祉医療支給額 ※長崎県の補助基準は、1/2を乗じた額
五島市	○		
西海市		○	福祉医療(障がい者手帳4級以上所持者、療育手帳B2の該当者も対象)自己負担額800円(上限月額1,600円)を控除した額の2分の1に相当する額を助成
雲仙市	○		
南島原市	○		
長与町		○	特定疾患医療受給者証をお持ちの方の入院分の助成
時津町		○	子ども(小学生～中学校卒業まで)で、所得制限により対象外の方、身体障害者手帳3級・療育手帳B1の方(助成額が1/2の等級)、精神障害者手帳1級の方(通院のみ対象)は、障害者福祉医療の助成対象とならない部分について、こども福祉医療費助成制度にて助成。(助成内容は子ども医療費助成制度と同様)
東彼杵町		○	療育手帳B2所持者に対し、B1所持者同様の助成をしている。
川棚町		○	療育手帳B2所持者に対し町単独の助成制度あり 自己負担額:800円/日/月、2日以上1,600円/月控除した額の1/2を助成(償還払い)
波佐見町		○	療育手帳B2所持者を町単独財源で福祉医療対象としている。
小値賀町	○		
佐々町		○	対象:障害3級 自己負担:1日800円、2日以上1,600円/月、請求方法:償還払い 対象:障害4級 自己負担:1日800円、2日以上1,600円/月を控除した医療費の半額について助成、請求方法:償還払い
新上五島町		○	精神1級入院、精神2級入・通院(1級に通常支給、2級に半額支給)
合計	7	14	

4. 障がい者支援施策について②

市町名	2019年度から新たに障害者支援施策の拡充を行ったもの		
	ない	ある	その内容
長崎市		○	①手話言語条例の制定(平成31年4月1日施行)に伴い、手話への理解促進及び手話の普及を図るための取組みを実施(リーフレット等作成、中学校への手話講師派遣等) ②特別支援学校小学部又は中学部等に通学する児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金助成
佐世保市	○		
島原市		○	ヘルプマーク・ヘルプカードの配付
諫早市		○	手話の理解促進・周知啓発を目的とし、市内の学校、幼稚園、保育園、医療機関、福祉施設一般企業、自治会等に対し、手話出前講座を実施している。
大村市	○		
平戸市	○		
松浦市	○		
対馬市	○		
壱岐市	○		
五島市		○	障害者自動車運転免許取得費助成事業(平成31年4月1日施行)助成上限額10万円
西海市		○	透析患者への通院費助成額の増額
雲仙市		○	2018年度から地域生活支援事業におけるピアサポート活動といった自発的活動支援事業を実施しております。
南島原市		○	障がい者交通費助成事業において、年間利用額を2,000円増額し、1人当たり14,000円の利用券を交付
長与町	○		
時津町	○		
東彼杵町		○	地域生活支援事業における移動支援事業及び日中一時支援事業の非課税世帯の利用者負担を無料とした。
川棚町	○		
波佐見町	○		
小値賀町	○		
佐々町	○		
新上五島町	○		
合 計	13	8	

4. 障がい者支援施策について③

市町名	貴自治体に在住する障がい者のニーズに応えるだけの福祉サービスの整備		
	されて いる	されて いない	不足するサービスの内容
長崎市		○	障害者の自立及び地域移行を推進するなかで、居住の場としての共同生活援助事業所(グループホーム)の数が不足している。
佐世保市		○	共同生活援助、医療的ケア児を対象とした短期入所
島原市		○	重症心身障害児(者)の生活介護、医療対応可能な短期入所
諫早市	○		
大村市	○		
平戸市		○	グループホーム、就労継続支援A型事業所
松浦市		○	市内に事業所等の社会基盤(入居系サービス、訪問系サービス、就労系サービス)が不足している等の理由から、サービス供給が充分でないことが課題となっています。これからも、障害者のニーズに応えられるように市内や近隣の福祉サービスを提供する機関の情報提供や連携強化に努めていきます。
対馬市		○	就労移行支援、共同生活援助
壱岐市		○	2019.7.11時点で市内の障害者入所施設の利用待機者が9名いる
五島市		○	重度障害者に対応できる施設
西海市		○	就労移行支援事業、障がい者自身及び家族の高齢化に対する支援、障がい児福祉医療機関
雲仙市	○		
南島原市		○	地域生活支援拠点(平成32年度までに整備予定)
長与町	○		
時津町	○		
東彼杵町	○		
川棚町	○		
波佐見町	○		
小値賀町		○	放課後デイサービス等、町内での障害児支援サービス
佐々町		○	居宅訪問系、就労継続支援B型、児童通所支援以外のサービスについては、十分に整備されていないと考える。
新上五島町		○	同行援護サービス、行動援護サービス、重度訪問介護サービス
合 計	8	13	

※長崎市:「整備されていない」は一部

4. 障がい者支援施策について④

市町名	2016年4月施行の障害者差別解消法にもとづく「障害者差別解消支援地域協議会」の設置			
	設置した (機能付加含む)	設置していない	今後設置予定	設置予定なし
長崎市		○		
佐世保市			○	
島原市				○ 島原市自立支援協議会を活用する予定
諫早市		○		
大村市				○
平戸市		○		
松浦市		○		
対馬市	○			
壱岐市			○	
五島市	○			
西海市	○			
雲仙市				障害者差別解消支援地域協議会の設置は有効であると考えますが、現在、雲仙市におきましては、地域自立支援協議会を母体として、3つの専門部会(就労部会、相談○支援部会、子ども支援部会)が活動しており、その中で、差別事案が発生し、福祉部局で差別の解消が困難な場合は、地域自立支援協議会で対応するよう考えております。
南島原市	○			
長与町		○		
時津町	○			
東彼杵町		○		
川棚町		○		
波佐見町		○		
小値賀町		○		
佐々町	○			
新上五島町	○			
合 計	7	9	2	3

※松浦市：障害者差別解消支援地域協議会の設置については、新たに協議会を設置するのではなく、既存の地域自立支援協議会において差別解消支援についても協議していきます。

※長与町：既存の自立支援協議会で障害者の権利擁護等に関する協議を行うこととしているが、現状障害者差別解消支援地域協議会という名称での組織化には至っていない。

5. 健診事業、成人向け予防接種について①【特定健診】

市町名	第3期特定健診(市町国保)の2018年度実施状況					
	受診対象者数	受診者数	目標受診率 (%)	実績受診率 (%)	一部負担金	
					集団(円)	個別(円)
長崎市	74,998	24,495	33.5	32.7	0	0
佐世保市	38,180	13,707	36.5	35.9	0	0
島原市	9,396	4,469	48	47.6	0	0
諫早市	22,045	9,016	42.5	40.9	0	0
大村市	13,263	4,896	42	36.9	500	500
平戸市	6,656	3,645	55.0	54.8	500	500
松浦市	4,136	1,756	45.0	42.5	0	0
対馬市	7,490	2,887	40	38.5	0	0
壱岐市	6,103	2,885	53.0	47.3		1,000
五島市	9,133	3,383	60	37.04	0	0
西海市	5,672	2,755	50	48.6	0	0
雲仙市	9,244	3,817	42.0	41.3	0	0
南島原市	11,867	5,440	60.0	45.84	0	0
長与町	6,040	2,875	49.0	47.6	0	0
時津町	4,999	2,046	60.0	40.9	0	0
東彼杵町	1,559	991	70.0	63.6	0	0
川棚町	2,365	979	45	41.4	0	0
波佐見町	2,228	1,387	60.0	62.3	0	0
小值賀町	801	500	65.0	62.4	500	
佐々町	2,062	1,176	65.0	57.0	0	0
新上五島町	4,590	1,867	42.9	40.7	500	500
合 計	242,827	94,972	50.7 (平均)	46.0 (平均)		

※長崎市:回答値は令和元年5月末までの集計値であり、法定報告(10月ごろ確定)の値とは異なります。

※佐世保市:受診対象者数、受診者数、受診率の実績はおおよその数字

※諫早市:受診対象者数、受診者数、受診率の実績は未確定

※大村市:受診対象者数、受診者数、受診率の実績は見込

※平戸市:一部負担金は、年度中に40歳になる人又は前年度に特定健診を受けた人は無料

※対馬市:受診率の実績は暫定値

※波佐見町:受診率の実績は5月末時点

5. 健診事業、成人向け予防接種について②、③【特定保健指導】【健診項目】

市町名	第3期特定保健指導(市町国保)の 2018年度実施状況					国保都道府県下で特定健診・保健指導の 健診項目や内容に変更がありましたか？			
	対象者数	指導数	指導目標率(%)	指導実施率(%)	一部負担金(円)	項目増加	内容変更	増加項目変更内容	その他
長崎市	2,311	460	31.0	20.0	0				変更なし
佐世保市	1,483	875	60.0	59.0	0				変更なし
島原市	438	320	65	73.1	0				変更ありません
諫早市	927	341	40	36.8	0				受診券が必要となった
大村市	533	373	66.3	66.9	0				
平戸市	436	284	60.0	65.1	0	○	貧血検査を受診者全員に実施		
松浦市	209	96	60.0	45.9	—	○	貧血検査を詳細項目から追加検査とし、受診者全員実施した。		
対馬市	319	93	60	29.2	0				変更なし
壱岐市	310	33	57.0	10.6	0				
五島市	429	220	60	51.3	0	○	詳細健診であった貧血検査を全員実施とした。		
西海市	259	251	75	96.9	0	○	尿中蛋白定量・クレアチニン・65歳以上の心電図		
雲仙市	424	284	60.0	67.0	0	○	貧血検査を詳細項目から追加項目として全員対象で実施することとした。		
南島原市	594	336	70.0	56.6	0		無		
長与町	332	47	50.0	14.2	0				変更無し
時津町	272	203	60.0	74.6	0				変更なし
東彼杵町	115	29	70.0	25.2	0				変更なし
川棚町	93	34	45	36.6	0				変更なし
波佐見町	178	116	60.0	65.2	0	○	国の基準に合わせて変更した。		
小値賀町	59	23	50.0	39.0					
佐々町	138	23	61.0	16.6	0	○	個別健診の開始月を4月にした。		
新上五島町	177	整理中	68.5	整理中	0				変更ありません
合計	10,036	4,441	58.5 (平均)	47.5 (平均)		1	6		1

※長崎市：保健指導の回答値は令和元年5月末までの集計値であり、法定報告(10月ごろ確定)の値とは異なります。

※佐世保市：保健指導の対象者数、指導数、指導実施率はおよその数字

※諫早市：保健指導の対象者数、指導数、指導実施率は未確定

※大村市：保健指導の対象者数、指導数、指導実施率は見込

※対馬市：保健指導の実施率は暫定値

※南島原市：保健指導の指導数、指導実施率は2019年6月末現在

※波佐見町：保健指導の実施率は5月末時点

※新上五島町：保健指導の実施率は、整理中のため見込めません

5. 健診事業、成人向け予防接種について④－1 【がん検診】

市町名	2018年度胃がん検診				2018年度肺がん検診			
	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)
長崎市	272,143	9,504	9,839	3.6	272,143	15,809	15,428	5.7
佐世保市	154,798	—	13,842	8.9	154,798	—	9,293	12.5
島原市	15,986	7,993	1,574	9.8	15,986	7,993	3,205	20.0
諫早市	38,726	5,890	5,841	15.1	12,027	3,600	3,019	25.1
大村市	25,006	4,084	4,265	17.1	25,006	6,464	6,892	27.6
平戸市	22,358	11,179	1,683	7.5	22,358	11,179	3,346	15.0
松浦市	15,474	7,737	1,095	7.1	15,474	7,737	2,474	16.0
対馬市	21,044	10,522	2,721	17.5	21,044	10,522	3,457	16.4
壱岐市	15,296	4,588	831	23.2	18,391	1,839	1,487	8.1
五島市	20,903	6,688	1,132	4.2	20,903	7,629	4,471	16.6
西海市	4,096	1,638	820	20.0	4,096	1,720	1,508	36.8
雲仙市	29,456	11,782	1,440	4.9	29,456	11,782	5,812	19.7
南島原市	32,733	16,367	1,950	8.8	32,733	16,367	7,902	24.1
長与町	11,487	5,744	1,081	9.4	17,441	8,721	3,172	18.2
時津町	16,927	441	382	2.3	16,927	1,544	1,389	8.2
東彼杵町	2,567	770	329	12.8	3,485	1,394	516	14.8
川棚町	8,974	970	781	8.7	8,974	1,600	1,553	17.3
波佐見町	9,232	—	498	5.4	9,232	—	1,373	14.9
小値賀町	1,345	673	109	8.1	1,345	673	416	30.9
佐々町	8,087	1,370	1,225	20.5	8,087	2,450	2,295	28.4
新上五島町	14,362	7,181	2,077	14.5	14,362	7,181	3,054	21.3
合 計	741,000	115,121	53,515	10.9 (平均)	724,268	126,204	82,062	18.9 (平均)

※長崎市:受診目標数は、予算の人数。

※松浦市:H28年度から対象者の抽出方法が変更になり、年齢、性別が該当する全住民となっている。

※東彼杵町:地域保健事業報告より対象者と受診率を取り出して、そこから算出

※新上五島町:受診目標数は「50%」との回答だったので、当会で対象者数の50%の人数を記載

5. 健診事業、成人向け予防接種について④ー2 【がん検診】

市町名	2018年度大腸がん検診				2018年度前立腺がん検診			
	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)
長崎市	272,143	11,683	10,623	3.9	94,098	4,000	2,884	3.1
佐世保市	154,798	—	14,815	9.6	53,722	—	7,528	14.0
島原市	15,986	7,993	2,577	16.1	6,109	3,054	2,578	42.2
諫早市	38,726	9,401	8,505	22.0	0	0	0	0
大村市	25,006	5,688	5,798	23.2	18,333	1,994	1,836	9.6
平戸市	22,358	11,179	2,584	11.6	10,071	3,021	717	7.1
松浦市	15,474	7,737	2,323	15.0	5,871	設定なし	614	10.5
対馬市	21,044	10,522	3,070	14.6	815	407	185	22.6
壱岐市	18,391	1,839	1,568	8.5	—	—	—	—
五島市	20,903	7,420	4,198	15.6	10,218	—	1,890	18.4
西海市	4,096	1,648	1,258	30.7	2,358	なし	354	15.0
雲仙市	29,456	11,782	4,008	13.6	13,527	—	1,920	14.2
南島原市	32,733	16,367	5,385	16.5	4,505	—	847	18.8
長与町	17,441	8,721	2,753	15.8	—	—	—	—
時津町	16,927	1,094	1,214	7.2	7,799	—	154	2.0
東彼杵町	3,485	1,394	488	14.0	2,558	—	379	14.8
川棚町	8,974	1,400	1,398	15.6	3,205	160	162	5.1
波佐見町	9,232	—	1,162	12.6	4,200	—	572	13.6
小値賀町	1,345	673	325	23.1	583	292	161	27.6
佐々町	8,087	2,120	2,001	24.7	2,724	820	795	29.2
新上五島町	14,362	7,181	2,612	18.2	6,644	3,322	612	9.2
合 計	750,967	125,842	78,665	15.8 (平均)	247,340	17,070	24,188	14.6 (平均)

※長崎市:受診目標数は、予算の人数。

※松浦市:H28年度から対象者の抽出方法が変更になり、年齢、性別が該当する全住民となっている。

※東彼杵町:地域保健事業報告より対象者と受診率を取り出して、そこから算出。

 前立腺がんは地域保健事業報告40才～男性

※新上五島町:受診目標数は「50%」との回答だったので、当会で対象者数の50%の人数を記載

5. 健診事業、成人向け予防接種について④－3 【がん検診】

市町名	2018年度子宮がん検診				2018年度乳がん検診			
	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診目標数	受診者数	受診率(%)
長崎市(*)	192,841	13,689	12,349	6.4	173,866	7,264	6,613	3.8
佐世保市	108,715	—	10,994	10.1	85,039	—	6,762	8.0
島原市	10,932	5,466	3,594	32.9	10,509	5,254	2,872	27.3
諫早市	15,445	4,280	3,844	24.9	24,650	5,100	4,703	19.1
大村市(*)	16,039	3,118	2,911	37.7	13,579	2,539	2,684	35.2
平戸市(*)	14,425	7,213	942	12.9	12,287	6,144	1,105	19.1
松浦市	10,152	5,076	1,499	14.8	8,344	4,172	1,735	20.8
対馬市	13,184	6,592	1,501	15.3	11,054	5,527	1,600	18.8
壱岐市(*)	11,852	5,926	768	12.9	11,072	1,661	727	13.5
五島市(*)	17,068	7,168	864	5.9	14,626	4,753	1,404	8.2
西海市(*)	2,693	704	691	49.1	2,149	582	679	58.3
雲仙市	19,911	7,964	1,743	8.8	15,929	6,371	1,901	11.9
南島原市(*)	21,331	10,666	1,347	12.7	17,912	8,956	1,297	14.6
長与町(*)	13,534	6,767	2,418	17.9	9,102	4,551	2,146	23.6
時津町(*)	12,457	1,080	972	7.8	9,128	728	636	7.0
東彼杵町(*)	2,377	1,189	480	20.2	1,729	865	463	26.8
川棚町	6,202	1,089	1,057	17.0	5,634	1,430	1,336	23.7
波佐見町	6,457	—	820	18.4	5,863	—	625	21.4
小値賀町	808	404	176	21.8	797	399	195	24.5
佐々町(*)	5,861	710	667	23.5	4,399	730	728	33.3
新上五島町(*)	8,806	4,403	581	6.6	8,369	4,184	690	8.2
合計	511,090	93,504	50,218	18.0 (平均)	446,037	71,210	40,901	9.2 (平均)

※自治体名に(*)がついているのは、2年毎の自治体。

※長崎市：受診目標数は予算の人数。子宮・乳がんは単年度実績。

※諫早市：子宮がん検診2年毎、乳がん検診1年毎実施

※松浦市：H28年度から対象者の抽出方法が変更になり、年齢、性別が該当する全住民となっている。

※東彼杵町：地域保健事業報告より対象者と受診率を取り出して、そこから算出

※波佐見町：子宮がん検診1年毎、乳がん検診2年毎実施

※新上五島町：受診目標数は「50%」との回答だったので、当会で対象者数の50%の人数を記載

5. 健診事業、成人向け予防接種について⑤ 【成人向け予防接種】

市町名	成人向け予防接種で「成人用肺炎球菌ワクチン」「インフルエンザワクチン」以外で助成しているもの			
	ない	ある	助成対象	自己負担金
長崎市		○	風しんの第5期の定期接種	なし
佐世保市	○			
島原市	○			
諫早市	○			
大村市	○			
平戸市		○	風しんの第5期の定期接種	なし
松浦市	○			
対馬市	○			
壱岐市	○			
五島市	○			
西海市	○			
雲仙市	○			
南島原市		○	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で風しん抗体検査の結果、予防接種が必要と判断された人	なし
長与町	○			
時津町		○	成人用風しんワクチン、18歳以上で妊娠を希望または予定している方。妊婦の配偶者	3,000円
東彼杵町	○			
川棚町		○	風しん第5期定期予防接種S37.4.2～S54.4.2生まれの男性	なし
波佐見町	○			
小値賀町	○			
佐々町	○			
新上五島町	○			
合 計	16	5		

6. 年金制度について①

市町名	受給資格期間10年以上で新たに年金受給している人数		
	2018年度(人)	2019年度(人)	
長崎市			市町村では把握していないため、管轄の年金事務所へ照会したが不明との回答であった。
佐世保市	一	一	年金受給者数については日本年金機構が事務処理を行っているため、把握していません。
島原市	一	一	統計資料なし
諫早市	不明	不明	年金事務所に確認
大村市			受給資格期間10年以上で新たに受給している人数につきましては、統計資料がないため、把握することができません。
平戸市	不明	不明	
松浦市	不明	不明	
対馬市			対馬市では把握していない。長崎北年金事務所にも確認済み。
壱岐市	不明	不明	
五島市			五島市で把握できるものではないため、所管の長崎南年金事務所に問い合わせたところ年金機構において法改定による新たな受給者数としての独自の集計は実施していないとの回答がありました。
西海市	未確認	未確認	国民年金における老齢給付 平成29年度末 受給者 9,989人、25年以上 9,775人、25年未満 214人 平成30年度 受給者 10,027人、25年以上 9,809人、25年未満 218人 ※厚生労働省年金局における統計情報(長崎北年金事務所より回答)
雲仙市			年金事務所に確認したところ、公表できるデータが無い。
南島原市			年金事務所にも相談したが、10年短縮だけの人数は把握していないため回答ができません。
長与町	不明	不明	
時津町	不明	不明	
東彼杵町	不明	不明	
川棚町	把握していない	把握していない	
波佐見町	不明	不明	
小値賀町	0	0	
佐々町			
新上五島町	把握できません	把握できません	

6. 年金制度について②

市町名	低年金・無年金、年金額の減少など、年金に関して住民から寄せられている相談等の特徴
長崎市	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格期間が25年から10年に短縮されたことについて 障害基礎年金の制度について 年金を増やすにはどうしたらいいかという相談について(年金の繰上げ、繰下げ受給、高齢任意加入、付加年金、追納制度等) 消費税増税に伴う、年金生活者支援給付金制度について
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が担っている国民年金事務は、第1号被保険者からの各種届書の受理・進達などの法定受託事務ですので、年金給付についての相談は、納付履歴等を管理している年金事務所に直接相談されるケースが大多数です。 本市への相談ケースとしましては、国民年金の加入や喪失、免除申請並びに障害基礎年金の請求や裁定請求書の記入方法など、手続きについての相談が多い状況です。
島原市	<ul style="list-style-type: none"> ①国民年金保険料の免除申請について ②障害年金の請求について ③老齢年金の請求について
諫早市	<ul style="list-style-type: none"> 免除申請することのメリット・デメリットに関する相談 国民年金基金に関する相談
大村市	<ul style="list-style-type: none"> 年金から介護保険料等を特別徴収されることに対する相談 以前と比べて年金額が減っているので生活が苦しくなった。
平戸市	<ul style="list-style-type: none"> ①年金支給額が少ないにもかかわらず、税金や保険料が高く生活が苦しい。 ②年金受給額が少ないため、税金が支払えない。そのためお金を借りざるを得ない。 ③受給資格期間短縮により今まで受給していなかったが、今回から受給できるようになり、少額だとは思うがありがたい。
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> 保険料免除についての相談 年金事務所から届く通知等の内容についてのお尋ね 年金の支給額が減ったことについてのお尋ね(後期保険料の特別徴収など)
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> 年金額が少ないため、保険料を払うより生活保護を受給した方がいいのではないかといった相談 受給権確保に関する相談
壱岐市	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格10年短縮制度に伴い年金記録の確認依頼が多く寄せられている。 年金から保険料等を特徴されて年金額が減って生活が困難である。
五島市	<ul style="list-style-type: none"> 保険料額、制度に対する不満(月額が高額、納めた額に対して受給額が少額などで未納につながる等) 情報の流出問題等、年金機構に対する不信・不満
西海市	<ul style="list-style-type: none"> 年金が引き下げられて生活が苦しい 配偶者が亡くなり、子どももいないので、自分ひとりの年金(国民年金のみの方)では生活が苦しい 年金が少ないので、今後介護を受けることもできない
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> ①退職に伴う資格取得の収入源による納付・免除の相談 ②障害年金に関する相談 ③受給手続き、及び受給に関する相談
南島原市	低年金により生活が苦しい、など。
長与町	<ul style="list-style-type: none"> 現在も光熱水費や食糧費を切詰め、生活に困窮している。さらに年金額が下げられると生活ができない。 40年間保険料を支払って満額の老齢基礎年金額が受け取れたとしても、生活できるような金額ではない。 また、将来年金が受け取れるかも保証されていないのに、保険料を支払う必要性が感じられない。 配偶者に先立たれ、遺族年金だけでは生活が厳しい。
時津町	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除・納付猶予及び支払いに関する事 年金受給額の減少や増加など、給付に関する事
東彼杵町	年金の受給額は減る一方なのに、医療・介護の保険料は高くなり、年金から差し引かれてしまう。
川棚町	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除についての相談 障害年金に関する相談
波佐見町	繰り上げ請求についての相談がある。
小値賀町	
佐々町	
新上五島町	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の免除申請について 年金請求手続きについて 年金事務所等から届く通知等の内容について

6. 年金制度について③

市町名	2013年10月から段階的に年金が引下げられたことによる地域経済や高齢者の生活への影響
長崎市	平成30年度の年金額は据え置かれ、平成31年度は、賃金からマクロ経済スライドによる調整率と、30年度に繰り越されたスライド未調整分が差し引かれた結果、改定率は0.1%の引き上げとなっている。具体的な影響については、把握していない。
佐世保市	現時点では、当件についての質問等はほとんどありません。
島原市	影響があると思われるが、どのような影響があるか把握していない。
諫早市	ある程度の影響はあると思われるが、具体的な影響は把握していない。
大村市	影響が現れていると考えられる。
平戸市	年金収入のみで生計を立てている方にとっては、少額でも年金額が減少することは、日常生活に影響が出ると思われる。
松浦市	引き下げによる購買力の低下等が考えられる。また、年金収入のみで生計を立てている人への影響が懸念される。
対馬市	特に相談等を受けた事例がなく、具体的な影響については把握できていない。
壱岐市	平成31年4月からの支給については、昨年と比べて0.1%の増額となっているが、年金生活者については依然生活は困難となっている。
五島市	年金収入のみで生活している高齢者にとっては、野菜やガソリン代等、生活に密接に関係する経費の高騰により生活環境が大きく変化する事が見込まれる
西海市	2014年度までの減額改定並びに2015年の増額改定及び2016年度、2017年度、2018年度、2019年度の額改定についても、問い合わせなどは特にありません。住民への影響について年金担当としては把握できていません。今回の消費税率8%から10%への引き上げに伴い、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金による所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するとのことですが、その一方で後期高齢者医療保険料等の増額もあり、家計に及ぼす影響は少なからずあると思います
雲仙市	年金額減少の声は聞くが、年金引き下げが直接の原因である影響などは見えてきていないように思われます。
南島原市	現時点では顕著な影響は見られない。
長与町	光熱水費や医療費等を切り詰め生活をしており、生活が苦しいという話も聞きます。
時津町	年金受給額の減額に対して、その原因を当課あてに尋ねにくるなど、受給者は敏感に反応している。また、窓口相談時には年金額が少なくなり生活が厳しいという声を多数いただいている。
東彼杵町	医療や介護の保険料の増加により、受け取る年金額がさらに減少するため、生活が苦しくなっている。
川棚町	支給額の減少により、生活が厳しくなったとの相談がある。
波佐見町	なし
小値賀町	
佐々町	
新上五島町	影響があると思われるが、具体的な影響は把握していない。

6. 年金制度について④

市町名	国が年金支給開始年齢の引き上げなどを検討していることについて
長崎市	令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては「70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。」と示されており、今後とも国の動向を注視していきたい。
佐世保市	国の動向を注視していきたいと考えています。
島原市	年金受給者および被保険者が納得できる制度設計が必要であり、国の動向を注視していきたい。
諫早市	年金受給者の生活の安定と若年者負担のいずれにも配慮された制度の運営を望む。
大村市	国の動向を注視していきたい。
平戸市	支給年齢の引き上げと併せて高齢者雇用対策の見直しが必要であり、中高年層の生活困窮者の増加につながるのではないかと考える。また、納付意欲の低下につながり、保険料未納者が増加するのではないかと考える。
松浦市	雇用との接続や他の社会保障制度との整合性を検討する重要性を感じている。今後も国の動向を注視したい。
対馬市	受給者の増加が見込まれる中、検討はやむを得ないと考えるが、保険料を納付する世代の納付意欲を損なわない対策の議論も必要。
壱岐市	支給開始年齢の引き上げは、将来世代の保険料負担の抑制と年金制度の長期的な安定等を図ることを目的としているため、他の社会保障制度の拡充がなく引き上げられれば年金生活者への影響が懸念される。
五島市	全ての高齢者が就労可能な訳ではなく、また就労可能としても賃金単価が大幅に減少する等年金以外の収入の減少が見込まれるため、一律に引き上げではなく選択制とし、また雇用機会の拡充・労働環境の改善等といった幅広い観点からの検討が必要と思われる
西海市	支給開始年齢引き上げを検討する一方で、低所得年金生活者対策、受給要件緩和等の低年金無年金者の対策の法改正も行われています。2号被保険者の適用条件の緩和及び強化も行われていますので、年金受給者の受給額及び被保険者の負担額など、それぞれを勘案しながら制度設計を行っていく必要があると考えます。
雲仙市	
南島原市	支給開始年齢の引き上げと合わせて、定年延長制の完全実施を検討する必要がある。
長与町	低収入により生活困窮者が増加することが懸念される。まずは、高齢者の雇用環境や就業形態を確立する必要があるのではないか。
時津町	
東彼杵町	生活をするためには働くなければならなくなり、体力的な面からも不安を感じる。
川棚町	国の動向を注視していきたい。
波佐見町	なし
小値賀町	
佐々町	
新上五島町	平均寿命が伸びていることや、高齢者の働き方が多様化しているとはいえ、納めている保険料に見合った年金が受給できるのか疑問である。

7. 生活保護について①、②、③

市町名	2019年7月1日現在		生活保護の相談・申請・保護開始件数(2018年度)			2019年7月1日現在					
	生活保護受給者数	対前年同月比(%)	(市)		(町)	(市)			(町)		
			相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	生活保護担当職員数	1職員当たり担当受給世帯数	生活保護担当職員配置標準数	相談に対応する職員	
						正規職員	非正規職員		人数	部署	
長崎市	12,441	98.6	2,071	805	721		89	0	106.4	118	
佐世保市	5,215	98	1,117	481	411		59	0	70	52	
島原市	463	91.9	119	47	37		5	0	77	5	
諫早市	2,035	96.4	264	199	165		28	8	83	20	
大村市	1,755	97.7	296	160	135		17	0	78	17	
平戸市	402	102	136	50	41		6	2	66	4	
松浦市	477	87.7	71	51	32		7	0	53	4	
対馬市	953	99.06	108	94	69		12	0	63	10	
壱岐市	522	100	93	65	47		7	0	55	4	
五島市	816	101.5	124	91	81		10	0	82	8	
西海市	360	94.2	52	36	27		7	3	279	3	
雲仙市	581	100	132	102	77		6	0	84	6	
南島原市	367	100.5	118	44	29		5	0	62	3	
長与町	293	102.8				63				2 福祉課	
時津町	363	98.4				55				2 福祉課	
東彼杵町	96	103				14				1 町民課	
川棚町	139	94.6				20				4 住民福祉課	
波佐見町	102	100				12				2 住民福祉課	
小値賀町	34	83	3	3	3		1	0	30	1	
佐々町	199	99.5				19				3 住民福祉課	
新上五島町	323	100.9				43				5 福祉課及び各支所	
合 計	27,936	97.61 (平均)	4,704	2,228	1,875	226	259	13	84.89 (平均)	255	19

※長崎市:生活保護受給者数は2019年6月中受給者数

※五島市:生活保護担当職員数はSV2人、CW8人

7. 生活保護について④

市町名	生活保護での住民からの相談の特徴や行政として留意していること
長崎市	申請権を侵害しないように留意している。
佐世保市	生活保護の相談に関しては、地域的な特徴として挙げるものは特にありません。相談があった場合は専任の面接相談員が相手の立場に立って親身に面接対応し、相談者の状況を把握したうえで適切な対応を行うよう心掛けています。そして申請意思が示された場合にはすぐに申請書を交付し、申請権の侵害とならないよう十分な配慮のうえ対応しています。
島原市	相談者が何に困っているか、聞くことから始めている。
諫早市	自立を助長するため、各々の困窮の程度に応じてきめ細やかな対応を行っている。
大村市	窓口に相談で見えられた場合は、市の方針として、保護申請の意思の有無に関わらず、専門の面接相談員が聞き取りを行い、生活保護制度の説明を行っています。また、担当課のカウンターには「申請書」を常備しており、誰でも自由に申請書を受け取れるように配慮しています。
平戸市	生活困窮者自立支援窓口との緊密な連携を図り、適切な支援に努めている。
松浦市	相談に際しては、相談者の状況を把握したうえで、生活保護制度や他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに、申請権を侵害していると疑われるような説明をしないように注意している。また、申請意思が表明された場合は、速やかに申請書を交付している。なお、保護の申請に至らなかった場合は、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の支援につなぐようにしている。
対馬市	相談の特徴については、高齢者では「年金だけでは食べていくことができない。」、傷病者では「怪我をして入院となってしまったが、仕事はクビになり、任意保険未加入及び保険税滞納で医療費を支払うことができない。」等が多くみられる。留意点については、保護の相談段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施するよう心掛けている。また、要保護者に対しては、きめ細やかな面接相談、申請の意思のある方への申請手続きへの援助指導を行うとともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると思われるような行為自体も厳に慎むよう留意している。
壱岐市	申請の意思のある方すべてについて、申請は可能であることを相談時に伝えている。
五島市	貯金額の減少や、傷病により就労が出来ず収入が得られない等の相談が多い。また、近年では、高齢者の施設入所に伴い、年金だけでは利用料の負担が出来ない等の相談・申請が多くなっている。相談時に留意していることとしては、他法活用が出来る場合はアドバイスを行い、申請の意向がある場合は、必ず申請書を交付している。
西海市	相談があった場合は、生活状況、何に困っているかを聞き、他法他施策、生活保護制度の説明を行い、申請意思を確認し、申請意思がある場合は申請書を交付している。
雲仙市	プライバシーに配慮するとともに、相談内容については十分な聞き取りを心掛けています
南島原市	本市における相談の傾向は、高齢者世帯が多数を占めており、窮迫状態に陥っていないかを最優先に確認し、迅速かつ適正な対応に努めている。また、申請意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに申請手続きについての助言を行い、申請権の侵害をしないよう適切に対処している。
長与町	町税収納担当部署や母子支援担当部署の職員から生活保護の相談を勧められて来所するケースは前年度と同様に多く、母子世帯や、障害者および高齢者の単身世帯からの相談が多かった。保護が決定した後も各部署の専門職等や外部の各種機関等との連携が必要なケースが多く、必要に応じて連携し、対応している。
時津町	相談時、本人の申請意思と持参書類で詳細を確認し、申請権を侵害しないように留意。
東彼杵町	相談者が何に困っているのか、十分な聞き取りを行い、必要な支援について検討し、申請権を侵害しないように留意している。
川棚町	相談者の現状を客観的に聞き入れ、必要な支援の可能性について、相談内容に即して検討するよう心がけている。
波佐見町	生活支援だけでなく、障害者支援や介護支援など複合的な支援が必要であり、対応する職員の専門的知識や関係機関との連携が求められる。
小値賀町	
佐々町	関係機関等で生活困窮の相談があった際には、住民福祉課窓口へ案内してもらうように連携している。また、失業、傷病による保護申請のケースが多くみられた。
新上五島町	相談者の生活実態の正確な把握、生活保護制度の主旨に即した対応に努めている。

7. 生活保護について⑤、⑥

市町名	生活困窮者自立支援制度による以下の事業の実施 (2018年7月1日現在)										【市】 生活保護医療要否意見書 の郵送料を自治体負担にする予定		
	自立相談 支援事業		就労準備 支援事業		家計相談 支援事業		一時生活 支援事業		子どもの学習 支援事業				
	して いる	して いない	して いる	して いない	して いる	して いない	して いる	して いない	して いる	して いない	ない	ある	実施時期
長崎市	○		○		○			○	○			○	2019年6月
佐世保市	○			○		○		○	○			○	2020年度計画中
島原市	○			○		○		○		○	○		
諫早市	○			○		○		○		○	○		
大村市	○			○		○		○	○			○	予算担当部局と 協議中
平戸市	○			○	○			○		○		○	次年度予定
松浦市	○			○		○		○		○	○		
対馬市	○		○		○		○		○		○		
壱岐市	○		○			○		○		○	○		
五島市	○		○			○		○	○			○	2020年度
西海市	○			○	○			○		○	○		
雲仙市	○			○		○		○		○	○		
南島原市	○			○		○		○	○			○	未定
長与町		○		○		○		○		○			
時津町	○		○		○			○	○				
東彼杵町		○		○		○		○		○			
川棚町													
波佐見町		○		○		○		○		○			
小値賀町		○		○		○		○	○		○		
佐々町		○	○			○		○		○			
新上五島町	○		○		○			○	○				
合 計	15	5	7	13	6	14	1	19	9	11	8	6	

■⑤生活困窮者自立支援制度は、本来「2019年7月1日現在」の事業実施を質問すべきところ誤って「2018年」としていた。

※東彼杵町：生活困窮者自立支援事業については、長崎県東彼・北松福祉事務所で実施

※川棚町：生活困窮者自立支援事業については、長崎県東彼・北松福祉事務所で実施している

※波佐見町：生活困窮者自立支援事業については、東彼・北松福祉事務所で実施

※対馬市：生活保護医療要否意見書の郵送料は、長崎県の出した方針に準じている。

8. 医療・介護・福祉全般について①

市町名	自治体での地域医療、保健に関する重点課題
長崎市	救急医療体制の維持・充実を図る必要がある
佐世保市	医師・看護師など医療人材の不足・高齢化、医療機関(診療科)の偏在、救急医療体制の維持確保
島原市	① 在宅医療・介護連携の推進 ② 地域包括ケアシステムの構築
諫早市	① 小児救急医療支援事業(こども準夜診療センター) ② 救急医療体制整備事業(在宅当番医制運営事業、輪番制病院・協力病院運営事業) ③ 特定不妊治療費助成事業
大村市	
平戸市	
松浦市	① 特定健診・がん検診受診率の向上、糖尿病性腎臓病重症化予防対策 ② 救急告示病院が市内にない ③ 医師不足及び医師の高齢化による病床の減少や在宅医療への移行が困難
対馬市	医師の確保
壱岐市	① 医療・介護職員の確保 ② 特定健診、がん健診の受診率向上 ③ 生活習慣病対策と重症化予防
五島市	
西海市	① 産科医が市内になく、小児科も少ないため、周産期から子育て期にかけての医療に対する市民の不安がある。また、小児健診に従事する医師の確保が困難となっている。 ② 既存の医療機関を維持していくこと。 ③ 医師、看護師等を確保すること。 ④ 生活習慣病、特に高血圧の重症化予防
雲仙市	① 生活習慣病の発症予防と重症化予防事業の充実 ② 生活習慣と社会環境の改善 ③ 健(検)診受診率の向上
南島原市	
長与町	
時津町	医療機関が充実している反面、受診率が高く医療費が増加している。
東彼杵町	
川棚町	
波佐見町	
小値賀町	① マンパワー不足の継続的解消 ② 関係機関・施設の情報共有・連携の強化
佐々町	① 救急医療体制の設備がある病院が無く、町外の医療機関に依存している ② 町内の医療機関では不足している診療科(耳鼻科、整形外科)がある
新上五島町	① 地域医療を推進していくための医師・看護師が不足している。 ② 虚血性心疾患、脳血管性疾患、糖尿病性腎症の医療費が高額で死亡率も高く、要介護の原因ともなっている。 ③ 健診未受診者の1人あたりの医療費は、健診受診者より高いため、健診未受診者を減らすこと、特に40～50代の対策が必要である。

8. 医療・介護・福祉全般について②

市町名	自治体での介護・福祉に関する重点課題
長崎市	①長崎版地域包括ケアシステムの深化・推進(医療と介護との連携強化) ②自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進 ③多様な主体による生活支援サービスの提供体制の整備
佐世保市	①児童相談部門における専門職(社会福祉士や臨床心理士)の確保 ②包括ケアシステムの構築 ③介護人材の確保
島原市	生活支援体制整備事業の強化(第2層協議体の設置)
諫早市	
大村市	
平戸市	
松浦市	①日常生活支援総合事業に対応するための多様な主体によるサービスの創設 ②住民主体による介護の地域づくり ③生活保護費返還金及び徴収金の収納率向上 ④生活保護費の漏給・濫給防止に取り組むことによる適正保護の推進
対馬市	①介護現場の人材の確保(特に介護支援専門員が、待遇面で敬遠されている) ②保育士の確保 ③独居高齢者、高齢者世帯の増加による生活支援策の拡充
壱岐市	①障害のある方が地域において安心して自立した生活を送ることができる仕組み作り ②要配慮世帯の把握と支援 ③制度の狭間にある者の把握と支援
五島市	
西海市	保育士や放課後児童クラブ支援員など福祉事業に従事する有資格者の確保
雲仙市	①医療と介護の連携推進 ②介護人材不足 ③多職種連携
南島原市	
長与町	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
時津町	
東彼杵町	
川棚町	①在宅医療・介護連携推進事業 ②認知症総合支援事業 ③生活支援体制整備事業
波佐見町	
小値賀町	①常勤保育士の安定的な確保 ②児童福祉・子育て支援の拠点となる施設がない。 ③審査会を自前で持てないことによる、要介護認定決定までの長期化
佐々町	①就学以後の児童及び障害者を支援する専門職の不足 ②扶助費の増大
新上五島町	①人材の確保。離職者が多い。 ②スキルの向上。離島であるがゆえに各種研修に参加しにくい。 ③地域ケアシステムの構築。

8. 医療・介護・福祉全般について③

市町名	医療・介護・福祉分野の施策でユニーク又は特徴的な制度だと思うもの
長崎市	
佐世保市	医師不足解消のため、九州大学医学部に2つの寄附講座を設置し、基幹病院へ医師の派遣を受けたこと。
島原市	<p>① すこやか赤ちゃん支援事業 市内に居住し、乳幼児を養育している保護者に対し、第2子より、おむつ等の購入費用を助成する事業</p> <p>② すこやか子育て支援事業 小学生以下の児童が2人以上いる世帯で、第2子以降の児童が保育所・幼稚園・認定こども園に入所している世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料を免除している。なお、令和元年10月から国の児童教育・保育の無償化に合わせて、第1子の年齢制限及び所得制限を廃止し、当該事業を拡充することにより、第2子以降の完全無償化を実施予定</p>
諫早市	「諫早市こども準夜診療センター」に小児科医を派遣する地元医師会への支援
大村市	
平戸市	
松浦市	<p>① 住民主体による介護予防・支え合い活動に対する助成事業</p> <p>② 高齢者等わくわく・おでかけ支援事業</p> <p>③ 離島介護サービスに対する助成事業</p>
対馬市	<p>① 高齢者・障害者を対象とした「ちょこっとサービス」</p> <p>② 高齢者移動費助成事業</p> <p>③ 福祉のまちづくり推進事業(障害者・高齢者を対象とした住宅改修)</p>
壱岐市	自治公民館の組織として、福祉保健部を設置し地域の見守りや健康意識の向上に努めている
五島市	
西海市	<p>① 同一保護者の子どもが、教育保育施設を同時に二人以上利用している場合、二人目以降の保育料を無償としている。また、同一保護者が中学生以下の児童を3人以上監護している場合、第3子以降の保育料を無償化している。</p> <p>② 障がい者、高齢者、人工透析患者市外医療機関通院者、へき地住民等への交通費助成</p>
雲仙市	70歳以上の健(検)診料金無料
南島原市	
長与町	
時津町	
東彼杵町	
川棚町	
波佐見町	
小値賀町	<p>① 認定こども園利用料の無償化</p> <p>② 出生祝金の額(長子10万、次子20万、3子以降50万)</p> <p>③ 親子健診の実施</p>
佐々町	
新上五島町	<p>① 人材確保のため、介護事業所の代表者会議を昨年度から始め、県の補助制度を活用している</p> <p>② 介護に関するスキルアップを支援するために町の補助制度を平成28年度に制定し、29年度から本格的に活用してもらっている。</p> <p>③ 介護予防を目的としたサークル・ミニサロンなどが町内70箇所で開催され好評である。</p>

8. 医療・介護・福祉全般について④

市町名	医療・介護・福祉施策等に関して	
	長崎県へ要望したいこと・していること	国へ要望したいこと・していること
長崎市	長崎県の医療費助成制度について、重度障害者、母子、父子、寡婦福祉医療の現物給付導入。困難な場合は、既に現物給付を導入している長崎市へ重度障害者等の現物給付についても補助の対象としてほしい。(H30.9月要望)	
佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市子ども発達センター「療育部門」に対する支援について ・離島地域の医療対策の充実について ・佐世保地域の医師等医療従事者の確保について ・佐世保市総合医療センター宇久診療所運営に対する県の支援について 	離島地域の医療対策の充実について
島原市	福祉医療費制度の拡大について:長崎県福祉医療費の支給対象者を小中学生まで拡大するとともに、乳幼児と同様に県において現物給付方式を行い、補助金交付の対象とすること	乳幼児福祉医療費制度の創設について:各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度を国の制度として創設すること
諫早市		
大村市		
平戸市		
松浦市	在宅医療を含む医療資源の確保	
対馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費助成の対象年齢を、中学生まで引き上げ ・医療及び介護並びに福祉現場の人材確保対策の実施 	医療及び介護並びに福祉現場の人材確保の実施
壱岐市		
五島市		
西海市	放課後児童クラブ支援員研修の受講枠が限られており、受講を希望する全支援員が受けられない状況にあるため、経過措置の終了期限である今年度末までに希望者全員が受講できるよう対応をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ支援員の資格要件である県が実施する放課後児童クラブ支援員研修については、今年度末までは、経過措置により研修未受講であっても支援員として認められることとなっている。しかし、放課後児童クラブ支援員研修の受講枠が限られており、受講を希望する全員が受けられない状況にあるため、この経過措置をさらに延伸するようお願いしたい。 ・恩給・遺族年金・障がい者年金などいわゆる非課税年金受給者は、本来、相当の収入があるにもかかわらず、非課税とのことで、医療保険・介護保険は基より、養護老人ホームへの入所判定の際にも恩恵多々であることから、戦没者遺族年金以外の非課税年金全てを課税年金にし、公平な保険料算定等を行えるよう改革すること。
雲仙市		
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療における医師確保対策について ・離島・過疎地域における医療対策の充実について 	地域医療における医師確保対策について
長与町		
時津町	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援策や子育て支援策の制度拡充に伴う国の財源補てんについて ・ひとり親家庭・障害者福祉医療費の現物給付について ・福祉医療費助成の対象拡大について 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援策や子育て支援策の制度拡充に伴う国の財源補てんについて ・福祉医療費助成の対象拡大について
東彼杵町	乳幼児福祉医療補助金の対象者拡大	
川棚町		
波佐見町		
小値賀町		
佐々町	子どもに係る福祉医療費制度の助成対象範囲の拡大	
新上五島町	<ul style="list-style-type: none"> ・研修機会の確保と旅費等の助成 ・人材確保に向けた助成制度 	離島・過疎地域における介護事業所の人員配置基準の緩和

2019年自治体キャラバン 医療福祉施策等アンケート

長崎県社会保障推進協議会

(TEL 095-825-3829／FAX 095-825-3893／メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名_____

1. 国民健康保険について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

【保険料（税）について】

①貴自治体では料、税のいずれですか？

保険料 保険税

②2019年度の保険料（税）の計算について

（医療保険分）

所得割	算定所得額 × (%)
資産割	固定資産税額 × (%)
均等割	加入者 1 人につき (円)
平等割	1 世帯につき (円)
世帯当たり調定額	(円)
1 人当たり調定額	(円)

（後期高齢者医療支援金分）

所得割	算定所得額 × (%)
資産割	固定資産税額 × (%)
均等割	加入者 1 人につき (円)
平等割	1 世帯につき (円)
世帯当たり調定額	(円)
1 人当たり調定額	(円)

（介護保険分）

所得割	算定所得額 × (%)
資産割	固定資産税額 × (%)
均等割	加入者 1 人につき (円)
平等割	1 世帯につき (円)
世帯当たり調定額	(円)
1 人当たり調定額	(円)

③貴自治体の2018年度と2019年度の一人当たりの保険料（税）はいくらですか？

2018年（　　円）
2019年（　　円）

前年と比べて、一人当たりの保険料（税）

- 変わらなかった→その理由（　　）
低くなった →その理由（　　）
高くなかった →その理由（　　）

④下記のモデルケースでの国保保険料（税）額（2019年度・年額）をお書き下さい。

モデルケース：現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯、年間所得300万円・
固定資産税5万円。

国保料（税）額 → 医療分（　　円）+介護保険分（　　円）
+後期高齢者支援分（　　円）=（　　円）

⑤保険料（税）の計算に当たって、該当するすべてにお答え下さい。

- 未納見込み分を保険料に上乗せ 前年度の赤字分を保険料に上乗せ
最高限度額を超えた分を保険料に上乗せ 保険料の独自減免分を保険料に上乗せ
収納率が悪いとして国が国庫補助をカットした分を保険料に上乗せ
現物給付実施での国庫補助をカットした分を保険料に上乗せ
いずれも行っていない

⑥保険料（税）徴収を民間へ委託していますか？

- していない
している

⑦保険料（税）の収納率について

1) 2018年の現年度の収納率 →（　　%）

2) 2019年度はこれまでとは違う新たな収納対策を実施（年度内実施を含む）していますか？
していない
している →その内容（　　）

⑧保険料（税）の申請減免制度（自治体独自の減免制度）はありますか？

- なし
ある → 1) 2018年度の件数（申請件数　　件）、（適用件数　　件）
2) 2018度申請減免額は → 一般会計で負担=国保会計への繰り入れ
国保会計で徴収不能金処理
その他（　　）

【一部負担の44条減免について】

①国民健康保険法第44条に基づく減免制度はありますか？

- ある → 1) 2018年度の減免状況 減免件数（　　件）減免金額（　　円）
2) 2018年度の独自減免分は → 一般会計から支出 国保財政から支出
なし → 実施要項を作成中（制度開始の予定 → 年　月より）
実施要項作成を検討する
実施要項作成の予定なし
その他（　　）

【財政と財源について】

①一般財源からの、法定外繰り入れをおこなっていますか？

していない

している → 2018年度の法定外繰り入れ額（円）

↓

この繰り入れ額は

福祉医療の現物給付化に伴う波及分増など政策的なものに限る

政策的なもの以外も含む

その他（ ）

②2018年度末で国保の積立金はありますか？

なし ある → 1) 金額（円）

2) 上記金額は年間給付費の（ ）ヶ月相当

③2018年度決算額のうち、積立金に繰り入れず、2018年度に繰り越した額はありますか？

なし ある → 1) 金額（円）

2) 上記金額は年間給付費の（ ）ヶ月相当

④国保会計に累積赤字はありますか？

ない ある → 2018年度末で（円）

⑤国が2018年度に課したペナルティーの額（実績）は？

1) 国保収納率でのペナルティー

ない ある → 2018年度末で（円）

2) 福祉医療費助成制度（乳幼児医療費助成制度など）の現物給付実施でのペナルティー（国保療養費等国庫負担金減額調整）

ない ある → 2018年度末で（円）

⑥国保からの後期高齢者医療への拠出金額は？

2019年度予算金額 金額（円）

【滞納世帯等と保険証交付に関して】

①国保加入世帯数は？

2019年6月1日現在（世帯）

②国保料（税）滞納世帯数は？

2019年6月1日現在（世帯）

③短期保険証の交付は？

交付していない

交付している

↓

1) 2019年6月1日現在の交付世帯数（世帯）

2) 短期保険証の有効期間（ヶ月）（ヶ月）（ヶ月）（ヶ月）（ヶ月）

3) 貴自治体での短期保険証の交付基準について、最も短い有効期間と最も長い有効期間についてそれぞれお書き下さい。

最も短い期間＝（ヶ月）

（基準： ）

最も長い期間＝（ヶ月）

（基準： ）

④短期保険証に特別なマークを入れていますか？

入れていない 入れている

⑤短期保険証は被保険者へ通常どのようにして交付していますか？

- 毎回、「留め置き」せずに一律に郵送等している（原則として、被保険者に短期保険証が届いていないという状態はない）
初回は「留め置き」せずに一律に郵送し、次回更新からは納税相談後に渡している（納税相談に来ない被保険者には一定期間保険証が届いていない）
毎回、納税相談後に渡している（納税相談に来ない被保険者には一定期間保険証が届いていない）
その他（ ）

⑥短期保険証を納税相談の上、交付している場合、納税相談に来ない被保険者の分の取り扱いはどうになっていますか？

- 留め置いたままにしているので、その保険証の有効期限が切れてしまう → 直近の更新日での件数（ 件）（2019年 月 日現在）
留め置いている保険証の有効期限が切れる前に、期限を決めて送付している → 送付する時期（その保険証の有効期限が切れる 日前）
その他（ ）

⑦短期保険証交付世帯に、高校生世代以下の子どもがいる場合はどのような取り扱いをしていますか？

- 通常の取り扱いと同じ（特別な取り扱いはしていない）
特別な対応をしている
↓
切り替え前に子どもの分だけ郵送している
納税相談後に、子どもの分だけ手渡し又は郵送している
その他（ ）

⑧資格証明書の交付は？

- 交付していない
交付している
↓
1) 2019年6月1日現在の交付世帯数（ 世帯）
2) 資格証明書の交付の要件
イ) 滞納期間（ ）
ロ) 悪質と判断する基準
□面談によって判断
□相談に応じない、接触できないものも悪質と判断
その他（ ）

⑨資格証明書の交付世帯（2019年6月1日現在）で、交付期間が下記に該当する世帯数は？

1年以上2年未満（ 世帯） 2年以上3年未満（ 世帯）
3年以上4年未満（ 世帯） 4年以上（ 世帯）

⑩資格証明書の交付世帯（2019年6月1日現在）に高校生世代以下の子どもがいますか？

いない
いる → （ 人） → うち7月1日現在で未交付の人数（ 人）

- ⑪資格証明書交付世帯の方から、貴自治体窓口に「家族が医療を受ける必要が生じたが医療機関への医療費の一時払いが困難である」旨の申し出があった場合は、「特別の事情に関する届」の提出を受けて内容を確認の上、短期保険証を交付されていますか？
- そのようにしているが、2018年度中の実績はなかった
- そのようにしており、2018年度中の実績もあった → 2018年度中の交付件数（　　件）
- そのような取り扱いはしていない
- その他（　　）

- ⑫様々な事情や理由によって国保へ加入すべき人が未加入になっている状況を把握するために、努力されていることがあればお書きください。

（　　）

【滞納処分等について】

- ①滞納の保険料徴収を長崎県地方税回収機構に委託又は引継していますか？

していない

している → 2018年度委託・引継（　　件、滞納金額　　円）
↓
うち回収分（　　件、回収金額　　円）

- ②国保料（税）滞納者に対する差し押さえについて

1) 2018年度の差し押さえの件数と差押金額 → (件数　　件、金額　　円)

2) 「1)」で記入いただいた件数、金額は国保料（税）だけの数字ですか？それとも住民税・固定資産税なども含んでいますか？

国保料（税）だけの数字 住民税・固定資産税なども含んだ数字

3) 預貯金の差し押さえを行っている場合に、児童手当・被爆者健康管理手当・障害者年金が預貯金に含まれていないことを確認していますか？

していない している その他（　　）

4) 預貯金と年金の差し押さえを行っている場合、生活に必要な金額が手元にあることを確認していますか？

していない している その他（　　）

5) 自営業の場合、差し押さえ後に銀行融資が停止された事例を把握されていますか？

していない している その他（　　）

- ③国保料（税）徴収の滞納処分で次のような措置を行っていますか？

1) インターネット競売

していない している → (2018年度　　件、回収金額　　円)

2) タイヤロック

していない している → (2018年度　　件、回収金額　　円)

3) 上記の「1)」「2)」で記入いただいた件数、金額は国保料（税）だけの数字ですか？

それとも住民税・固定資産税なども含んでいますか？

国保料（税）だけの数字 住民税・固定資産税なども含んだ数字

【国保の広域化（都道府県単位化）について】

①国保の広域化（都道府県化）が実施されて1年が経過しました。広域化（都道府県化）になつて評価できる点や課題・懸念される点をお書きください。

1) 評価できる点

・
・
・

2) 課題や懸念される点

・
・
・

②広域化（都道府県化）の実施にあたって、住民から寄せられた質問や意見などがありましたら、その特徴を教えてください。

・
・
・

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829／FAX 095-825-3893／メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名

2. 介護保険及び高齢者福祉サービスについて

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①介護保険料の独自の（広域組合又は市町での）減免制度（低所得者対象）がありますか？

なし → 今後の予定（あり なし 不明）

ある

↓

1) 2018年度の減免実績（人、円）

2) 内容・適用の要件

()

②介護保険利用料の独自の（広域組合又は市町での）減免制度（低所得者対象）がありますか？

なし → 今後の予定（あり なし 不明）

ある

↓

1) 2018年度の減免実績（人、円）

2) 内容・適用の要件

()

③第1号被保険者の段階毎の保険料、被保険者数、滞納者数は？(2019年3月末)

記入について…「保険料の基準額に対する%」は、基準額の段階を「100」と記入し、他は「基準額」に対する%を記入して下さい。

	保険料の基準額に対する%	被保険者数	滞納者数
第1段階	%	人	人
第2段階	%	人	人
第3段階	%	人	人
第4段階	%	人	人
第5段階	%	人	人
第6段階	%	人	人
第7段階	%	人	人
第8段階	%	人	人
第9段階	%	人	人
第10段階	%	人	人
第11段階	%	人	人
第12段階	%	人	人

④介護保険料の長期滞納者の人数(2019年3月末)は？

1年以上1年6ヶ月未満の滞納者 → (人)

1年6ヶ月以上2年未満の滞納者数 → (人)

2年以上の滞納者数 → (人)

⑤介護保険料滞納者への2018年度の差し押さえ件数・金額は？

差し押さえの件数 → (件) 差し押さえ金額 → (円)

⑥介護保険料滞納者への2018年度のペナルティー適用者数は？

- 1年以上滞納で費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分（9割）を支払う → (人)
1年6ヶ月以上滞納で保険給付の一部又は全部が一時的に差し止め → (人)
2年以上滞納で利用者負担3割や高額介護サービス費が適用除外 → (人)

⑦介護保険の積立金について

- 1) 2018年度末 → (円)
2) 2019年度予算での2018年度末積立金見込み額 → (円)

⑧介護保険に対して一般財源からの、法定外繰り入れをおこなっていますか？

していない している → 2019年度の予算額(円)

⑨2019年4月の要介護認定申請について

- 1) 新規申請数(件) → そのうち「30日以内」の要介護度決定件数(件)
2) 更新と区分変更申請件数(件) → うち「60日以内」の要介護度決定件数(件)

⑩市町村長が「身体障害者等に準ずる」と認めた65歳以上の人も税法上の「障害者」として、障害者控除の対象になります。

- 1) この取り扱いでの2018年度中の制度申請数と「認定書」発行件数は？
制度申請数(件) 「認定書」発行件数(件)
2) この取り扱いでの「認定書」発行の基準はどうなっていますか？
要介護者を対象としている
身体障害者に準ずると認めた要介護者を対象としている
身体の障害又は認知症の状態が該当すると認定したものを対象としている
その他()

⑪高額介護サービス費制度で、あらかじめ自治体に申請することで、入所者は自己負担上限額を施設に支払えば済む「受領委任払い」制度を実施していますか？

実施している 実施していない

⑫介護保険サービスの福祉用具・住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか？

福祉用具 → 実施している 実施していない
住宅改修 → 実施している 実施していない

⑬要支援者向け介護サービス（訪問介護、通所介護）の「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」の実績について

- 1) 訪問型サービスの利用者数及び事業所数について

	①現行相当サービス	②緩和型サービス
2018年度 利用者のべ数	人	人
2019年度 受け入れ事業所数(2019年6月1日)	事業所	事業所

- 2) 通所型サービス

	①現行相当サービス	②緩和型サービス
2018年度 利用者のべ数	人	人
2019年度 受け入れ事業所数(2019年6月1日)	事業所	事業所

⑭2015年4月から特別養護老人ホームの入所対象者が原則「要介護3」以上となりました。
2018度中に要介護1、2の方が「特例入所」した実績をお書き下さい。
2018年度「特例入所」申請件数（　　件） 2018年度「特例入所」件数（　　件）

⑮2015年8月から一定所得以上の人の利用料が2割となりました。2019年7月1日現在の「2割負担」の人数と割合（要介護認定者総数に対する割合）はどれだけですか？
2019年7月1日現在の「2割負担」の人数（　　人） 「2割負担」の割合（　　%）

⑯高齢者福祉サービスについて

- 1) 下記の高齢者福祉サービスは実施されていますか？
- 配食サービス → 実施している（週当たり上限　　回、その他　　）
実施していない
- ゴミ出し援助 → 実施している 実施していない
- 安否確認・見守り → 実施している 実施していない
- タクシーディスカウントなどの外出支援 → 実施している 実施していない
- 「ふれあいサロン」など高齢者のたまご場事業 → 実施している 実施していない
- 住宅改修の自治体独自の助成 → 実施している
(介護保険への上乗せ 介護保険利用者以外でも助成
実施していない)

認知症対策での自治体独自の特別な施策 → 実施している 実施していない

2) 上記「1)」以外で実施しているサービスの名称等をお書き下さい。

(　　)

⑰住民のボランティアや、事業所、企業、団体等と提携した高齢者世帯への援助や見守りなどの取り組み内容をお書き下さい。

(　　)

⑱「地域包括ケアシステム」（以下、地域包括ケア）の構築について

1) 「地域包括ケア」構築のために、2018年度中に何らかの取り組みを行いましたか？
取り組んでいない
取り組んだ → その内容

(　　)

2) 「地域包括ケア」構築のために、2019年度中に何らかの計画（予定）がありますか？

計画（予定）はない
計画（予定）がある → その内容

(　　)

3) 「地域包括ケア」を構築していく上で課題や問題点、困難な点などをお書き下さい。

(　　)

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829/FAX 095-825-3893/メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名 _____

3. 子育て支援等について（1）

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①子ども医療費助成制度について

1) 現在の実施内容（対象年齢、自己負担、助成金の請求方法など）をお書き下さい。

()

2) 今後の制度拡充の予定はありますか？

- 拡充を予定（内容：）
拡充を検討予定
拡充の検討予定なし
その他（）

②一人親世帯への医療費助成制度について長崎県の補助基準を上回る内容を実施していますか？

実施していない

実施している

↓

その内容（対象年齢、自己負担、助成金の請求方法など）

()

③未成年が対象の任意接種ワクチンへの助成について

1) 現在のインフルエンザワクチン助成内容（対象年齢、自己負担金、助成回数）をお書き下さい。

()

2) インフルエンザワクチン以外で助成しているワクチン（任意接種）はありますか？

- ない ある（ワクチン名：）

④保育所について

1) 保育所入所待機児童数 2019年（月現在 人）

↓

イ) 上記人数は「復職する意思がある育児休業中の保護者」も含めていますか？

- 含めている 含めていない

ロ) 待機児童「あり」の場合の今後の解消策

()

2) 保育所で「認可定員」を超す入所施設 2019年（月現在ヶ所）

3) 「認定こども園」の数 2019年7月1日現在 → （施設）

4) 「企業内保育所」の数

把握していない

把握している

↓

施設数 → 2019年7月1日現在 (施設)

有資格者の配置の有無 → 有 (施設)、無 (施設)、不明 (施設)

5) 10月に始まる幼児教育・保育料無償化に合わせて、3～5歳児の副食費の無料化など、何らかの施策の検討をされていますか？

()

⑤「病児・病後児保育」事業（病児・病後児保育施設への助成）を実施していますか？

実施していない

実施している

↓

1) 2019年7月1日現在の施設数は？

病児のみ対応 (施設)

病後児のみ対応 (施設)

病児と病後児対応 (施設)

2) 2018年度の実績は？

延べ利用人数 (人) 施設への助成金額 (円)

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829/FAX 095-825-3893/メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名

3. 子育て支援等について（2）

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①就学援助制度（教育委員会管轄）について

1) 貴自治体で就学援助の対象としている「準要保護世帯」の認定基準は？

イ) 生活保護基準（年収又は所得）の

(1.0 1.1 1.2 1.3 1.4 1.5) 倍以内

ロ) その他の基準

()

2) 「準要保護世帯」への補助費目としているものは？

新入学用品費

学用品費

給食費

通学費

校外活動費

医療費

修学旅行費

P T A 会費

生徒会費

クラブ活動費

その他 ()

3) 就学援助の延べ受給者数と受給割合（小中学生総数に対する受給者の割合）、支給額をご記入下さい。

	延べ受給者数（人）	受給割合（%）	支給額（円）
2018年度			

4) 小中学生の「新入学児童生徒学用品等」の補助金を入学前に支給していますか？

【新小学生】

している（支給月： 月）

していない

その他 ()

【新中学生】

している（支給月： 月）

していない

その他 ()

5) 保護者等への制度内容の周知はどのようにしていますか？

入学時に保護者に説明書類を配付

進級時に保護者に説明書類を配付

教職員向けに説明会を開催

自治体広報誌に制度内容を掲載

自治体のホームページに制度内容を掲載

その他 ()

6) 生活保護基準引き下げに連動して、就学援助対象者を縮小しましたか？

2019年度：□縮小していない → □旧基準を適用 □その他（ ）
□縮小した → 連動したことによる受給者減少数（ 人）

②地域の子どもたち等に対して無料又は低額の食事等のサービスを提供している『子ども食堂』について

1) 貴自治体内の『子ども食堂』の存在を把握していますか？

□把握していない
□把握している → 2019年6月1日現在の数（ヶ所）

2) 貴自治体内の『子ども食堂』に何らかの支援を行っていますか？

□行っていない
□行っている → （ ）

③2019年4月25日発表された「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の結果について

1) 貴自治体では、この結果をどう受け止めておられますか？

（ ）

2) 調査結果を貴自治体の施策へ反映させるため、今後の検討・分析、施策化をどう進める予定ですか？

（ ）

4. 障がい者支援施策について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①「障害者医療費助成制度」について、長崎県の補助基準を上回る内容を実施していますか？

実施していない

実施している

↓

その内容（対象年齢、自己負担、助成金の請求方法など）

()

②2019年度から新たに障害者支援施策の拡充を行ったものがありますか？

ない

ある

↓

その内容

()

③貴自治体内に在住する障がい者のニーズに応えるだけの福祉サービスは整備されていますか？

整備されている

整備されていない

↓

不足するサービスの内容

()

④2016年4月から障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。この法律に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」を設置されていますか？

設置した（他法令に基づく機関に同様の機能を付加している場合も含む）

設置していない

今後、設置予定

設置の予定はない

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会（TEL 095-825-3829／FAX 095-825-3893／メール A_Yoshida@doc-net.or.jp）

貴自治体名 _____

5. 健診事業、成人向け予防接種について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①第3期特定健診（市町国保）の実施状況について、ご記入下さい。

受診対象者数	人
2018年度 受診者数	人
2018年度 受診率の目標	%
2018年度 受診率の実績	%
一部負担金	集団： 円 / 個別： 円

②第3期特定保健指導（市町国保）の実施状況について、ご記入下さい。

対象数	人
2018年度 保健指導数	人
2018年度 保健指導目標率	%
2018年度 保健指導実施率	%
一部負担金	円

③国保の都道府県下で特定健診・保健指導の健診項目や内容に変更がありましたか？

- 項目を増やした→その項目 ()
内容を変更した→その内容 ()
その他 ()

④2018年度のがん検診について 計画と実績をお書き下さい。

	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん □1年毎 □2年毎	乳がん □1年毎 □2年毎
対象者数（人）						
受診目標数（人）						
受診者数（人）						
受診率（%）						

⑤成人向け予防接種で「成人用肺炎球菌ワクチン」「インフルエンザワクチン」以外で、貴自治体が助成しているものがありますか？

- ない
ある→助成対象 ()
 自己負担金 ()

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829/FAX 095-825-3893/メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名 _____

6. 年金制度について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成28年法律84号）」の施行により、2017年8月以降は受給資格期間10年以上を有し、受給年齢に達していれば年金受給できるようになりました。受給資格期間10年以上で新たに受給している人数を教えて下さい。

2018年度 (　　人)

2019年度 (　　人)

②低年金・無年金、年金額の減少など、年金に関して住民から寄せられている相談等の特徴を教えて下さい。

・

・

・

③2013年10月から段階的に年金の引き下げが行われています。貴自治体の地域経済や高齢者の生活に年金引き下げの影響が現れていますか？

()

④国では年金の支給開始年齢の引き上げなどが検討されています。このような動きについてのご意見をお書き下さい。

()

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829／FAX 095-825-3893／メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)
貴自治体名

7. 生活保護について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①生活保護受給者数は？

2019年7月1日現在 (　　人) → 対前年同月比 (　　%)

②生活保護の相談・申請・保護開始件数は？

【市への設問】

2018年度 → 相談件数 (　　件)、申請件数 (　　件)、保護開始件数 (　　件)

【町への設問】

2018年度 → 町への相談件数 (　　件)

③生活保護担当職員の人数と担当受給世帯数、職員配置標準数は？

【市への設問】2019年7月1日現在

生活保護担当職員数：(正規職員　　人、非正規職員　　人)

1職員当たりの担当受給世帯数：(　　世帯)

生活保護担当職員（ケースワーカー）配置標準数（社会福祉法16条の定めで計算したケースワーカーの必要人数）：(　　人)

【町への設問】

2019年度 → 町への相談に対応する職員 (人数　　人、部署　　課)

④生活保護での住民からの相談・申請手続き等に関して、相談の特徴や行政として留意されていることなどを書き下さい。

()

⑤2015年4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。2018年7月1日現在、以下の事業は実施していますか？

- 1) 自立相談支援事業 → している していない
- 2) 就労準備支援事業 → している していない
- 3) 家計相談支援事業 → している していない
- 4) 一時生活支援事業 → している していない
- 5) 子どもの学習支援事業 → している していない

⑥【市への設問】

生活保護医療要否意見書を医療機関が返送する際の郵送料について、自治体負担とする予定はありますか？

ない

ある → 実施時期 (　　)

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829／FAX 095-825-3893／メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名 _____

8. 医療・介護・福祉全般について

※この項目の回答 【担当課：】 【担当者名：】

①貴自治体での地域医療、保健に関しての重点課題を3つお書き下さい。

- ①
- ②
- ③

②貴自治体での介護・福祉に関しての重点課題を3つお書き下さい。

- ①
- ②
- ③

③貴自治体の医療・介護・福祉分野の施策でユニーク又は特徴的な制度だと思うものを3つあげて下さい。

- ①
- ②
- ③

④医療・介護・福祉施策等に関して長崎県や国に要望したいこと、又は要望していることがありましたらお書き下さい。

〈長崎県への要望〉

〈国への要望〉

2019年自治体キャラバン「医療福祉施策アンケート」

長崎県社会保障推進協議会(TEL 095-825-3829/FAX 095-825-3893/メール A_Yoshida@doc-net.or.jp)

貴自治体名 _____

2019年(第27回)自治体キャラバン

医療福祉施策等アンケート結果

発 行：長崎県社会保障推進協議会 会長 本田 孝也

連絡先：〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 フコク生命ビル2F
長崎県保険医協会内

TEL 095-825-3829 FAX 095-825-3893

発行日：2019年9月
